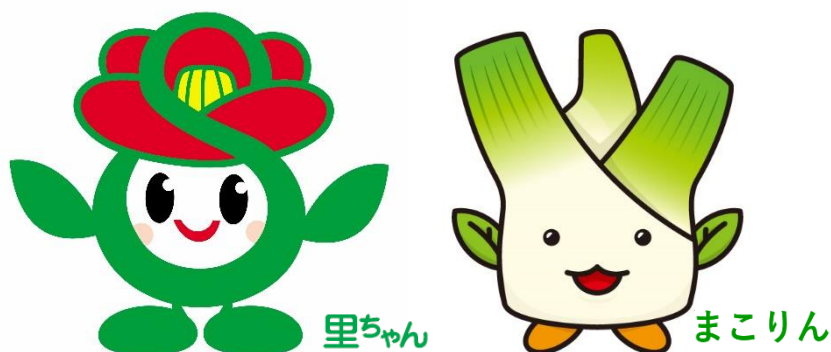


第1次里庄町地域福祉計画

みんなでつながり、元気と“あい”があふれるまち里庄町
～であい ふれあい ささえあい たすけあい 地域愛のあふれたまちづくり～



令和5年3月

岡山県里庄町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
(1) 地域福祉とは	1
(2) 計画策定の背景	2
(3) 計画策定の目的	4
(4) 自助・互助・共助・公助の関係性	4
第2節 計画の位置づけ	6
(1) 関連計画との整合性	6
(2) 地域福祉計画	6
(3) 地方再犯防止推進計画	7
第3節 計画の期間	8
第4節 計画の策定方法	9
第5節 地域の範囲の考え方	10
第6節 本計画とSDGsとの関係	10
第2章 本町の現状	13
第1節 統計データ等からみる本町の現状	13
(1) 人口・世帯の状況	13
(2) 要支援・要介護認定者の状況	16
(3) 障がいのある人の状況	17
(4) 地域福祉活動に関わる状況	21
(5) 刑法犯認知件数の状況	23
第2節 町民アンケート調査からみる現状	25
第3節 関係団体アンケート調査からみる現状	33
第4節 計画策定に向けた現状と課題（まとめ）	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
第1節 計画の基本理念	41
第2節 計画の基本目標	42
第3節 計画の体系	43

第4章 施策の展開	44
基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり.....	44
(1) 支え合い・助け合いのまちづくり.....	44
(2) 福祉意識の向上	46
(3) 福祉活動の担い手の育成	47
基本目標2 一人ひとりの生活を包括的に支えるまちづくり.....	49
(1) 包括的な支援体制の構築	49
(2) 連携・協働による福祉のまちづくり.....	53
(3) 福祉サービスの充実	54
基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり.....	57
(1) 住み続けられる環境の整備	57
(2) 防災・防犯対策の推進	58
(3) 権利擁護の推進	59
(4) 再犯防止の推進（里庄町再犯防止推進計画）.....	62
第5章 計画の推進にあたって	66
(1) 計画の推進体制	66
(2) 計画の進捗管理	66
(3) 計画の周知・普及	66
(4) 国・県との連携	66
資料編	67
1. 里庄町地域福祉計画策定委員会委員名簿	67
2. 里庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱	68
3. 町民アンケート調査票	69

第1章 計画策定にあたって

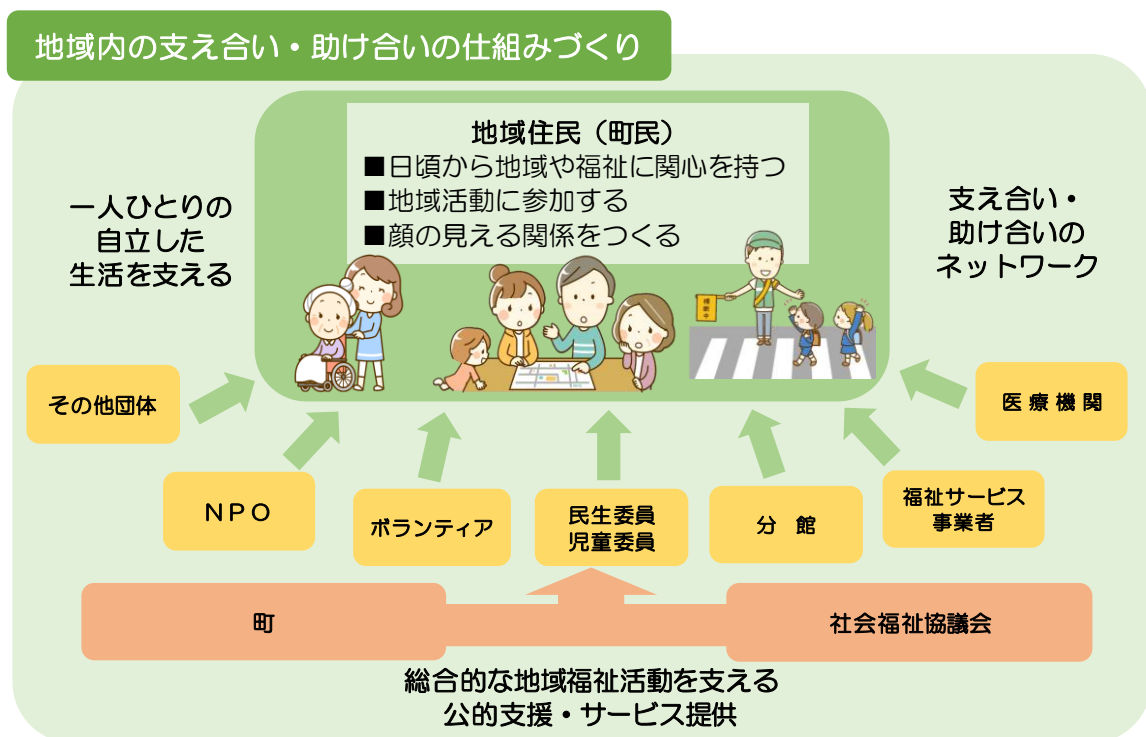
第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、高齢者や障がいのある人、児童といった対象者ごとの「福祉」ではなく、地域住民が自分たちの住んでいる「地域」に着目し、共に支え合い・助け合いながら誰もがその人らしい生活を送れるような仕組みをつくるという考え方です。

対象者ごとの「福祉」としては、各分野の縦割りサービスのイメージが強いですが、行政が行うサービスのみでは、柔軟な対応が難しい部分が少なくありません。そのため、サービスが行き届きにくい、日常生活の中の細かな支援を、「地域」に住む住民が共に支え合い・助け合いながら暮らしやすい地域づくりを進めようというのが「地域福祉」の考え方となります。

■地域福祉のイメージ■



（２）計画策定の背景

① 社会情勢

少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会構造の変化により、地域の人と人とのつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下するなど、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、孤独・孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、児童をはじめとする地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっています。そのため、地域における町民相互の支え合い・助け合いが重要な課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、人との接触を控えるようになり、地域福祉活動においても、今までのような集いふれ合う機会の実施は縮小せざるを得なくなりました。その結果、経済的困窮や差別、孤独・孤立などの問題も進行しています。今後は、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、オンライン等の新たなネットワークシステムを活用するとともに、国や県などの指針に基づいた活動が必要とされています。

② 国・県の動向

国では、こうした社会情勢の変化に対応するため、平成 30 年 4 月 1 日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」において、社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置づけるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

また、令和 3 年 4 月 1 日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が創設され、その財政支援等についても規定されました。

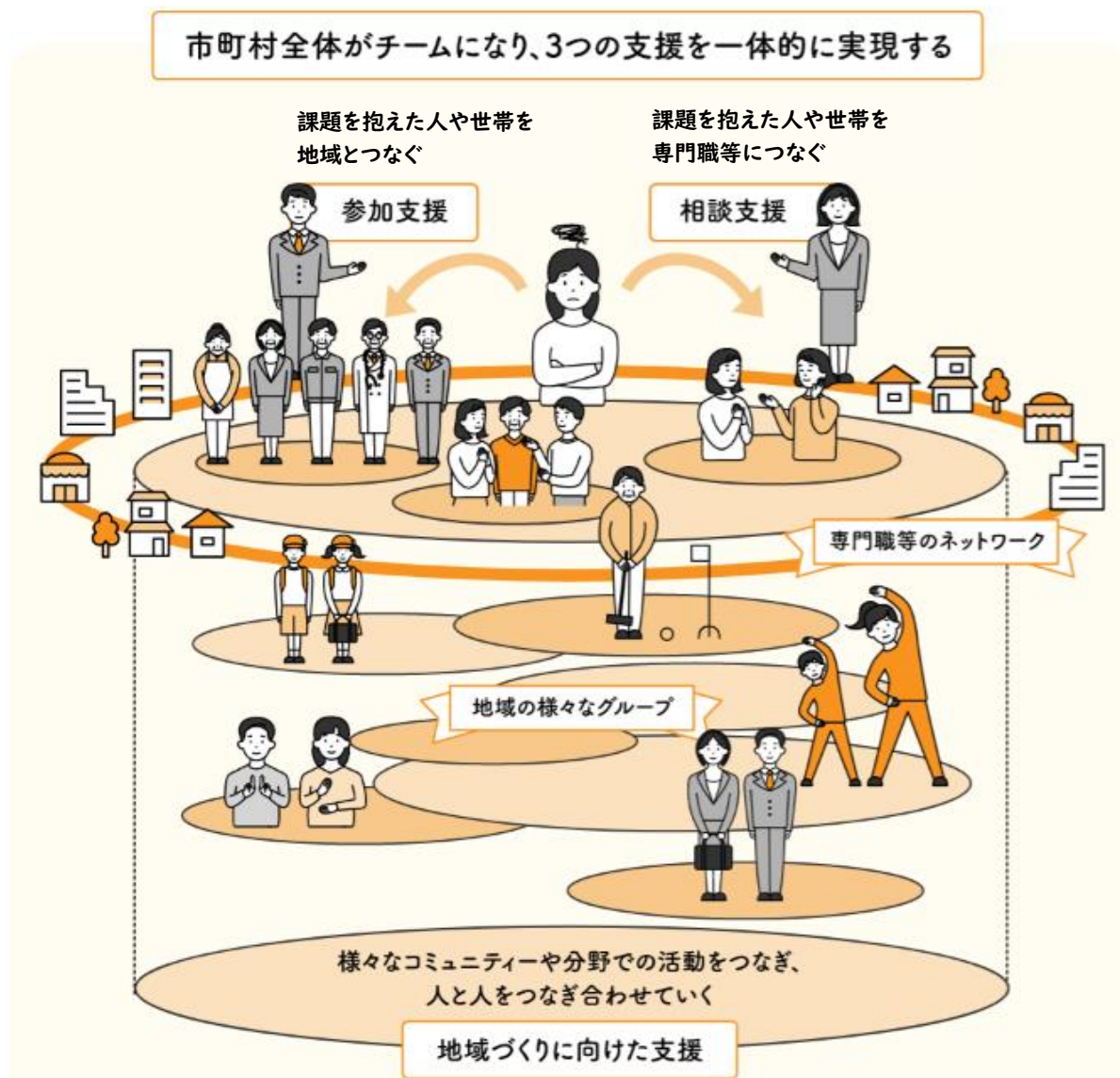
岡山県においては、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、令和 2 年度に「岡山県地域福祉支援計画（第 3 次改訂版）」を策定し、「地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。



コラム「重層的支援体制整備事業」とは

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対して包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これら3つの支援をより効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業のイメージ■



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

(3) 計画策定の目的

地域づくりを進めるためには、町が主体となって地域福祉を推進するのではなく、ここに住む町民や福祉関係団体、事業者、社会福祉協議会と町とが協働し、それぞれお互いを尊重しながら主体的に地域の生活課題に取り組むことが必要となります。

里庄町（以下「本町」という。）においても地域の生活上の課題を的確に捉え、必要なサービスの内容を明らかにし、町民と地域、町が協働で進めるまちづくり体制の基本指針とするため、令和5年度を初年度とする「里庄町地域福祉計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

加えて、地域福祉において、再犯者への支援も重要な施策の一つであるため、本計画においては「地方再犯防止推進計画」も一体的に策定します。

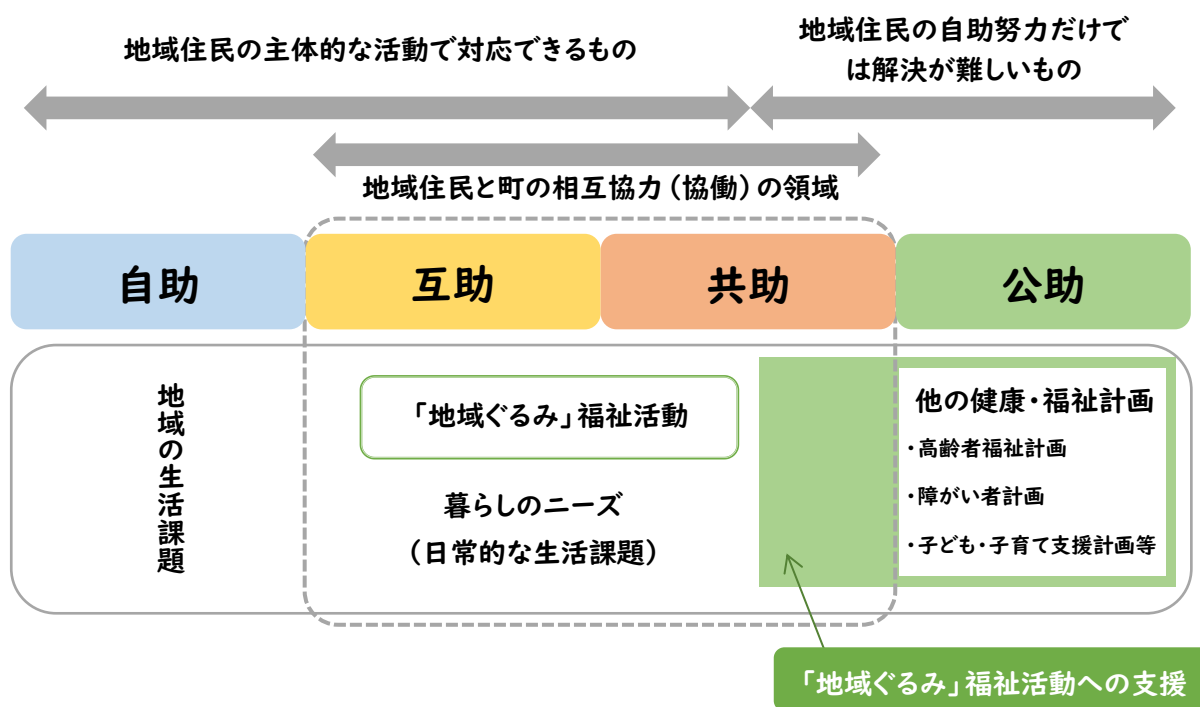
(4) 自助・互助・共助・公助の関係性

地域福祉計画を推進するためには、町民、分館、福祉関係団体、社会福祉協議会、町等が、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、自助・互助・共助・公助の4つを組み合わせた視点が重要となります。

本計画の推進にあたっては、これらの視点で各施策を整理し、取組を進めていくこととします。

■自助・互助・共助・公助の関係性■





コラム「自助・互助・共助・公助」とは

地域福祉においては、現在「自助」「互助」「共助」「公助」による推進という考え方が主流となっています。

この言葉は、1990年代から議会等に登場するようになりましたが、主に自然災害に関連して使われてきました。この言葉が社会保障の場面で使われるようになったのは、厚生労働省の高齢社会福祉ビジョン懇談会報告「21世紀福祉ビジョン～少子・高齢社会に向けて」（1994年）が最初だとされていますが、当初は、「互助」の表現はありませんでした。

「地域包括ケアシステム※」という概念から「互助」が加わり、「自助・互助・共助・公助」の4つの「助」の仕組みが全国的に広がっています。

地域包括ケアシステムは高齢者分野だけではなく、全世代的な仕組みとしても重要な考え方となっており、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決していく取組が必要となります。

★自助

自分で自分を助けることを指します。自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、市場サービスを自ら購入したり、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力のことです。

★互助

家族・友人・クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人同士が支え合い・助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力のことを指します。費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なものであり、親しいお茶飲み仲間づくりや町民同士のちょっとした支え合い・助け合い、分館など地縁組織の活動、ボランティアグループによる生活支援など幅広い様々な形態が想定されます。

★共助

制度化された相互扶助のことを指します。医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立ちます。

★公助

自助・互助・共助では対応できないこと（困窮等）に対して、最終的に必要な生活保障を行う社会福祉制度のことを指します。公による負担（税による負担）で成り立ち、町が実施する高齢者福祉事業のほか、生活困窮に対する生活保護、人権擁護、虐待対策などが該当します。

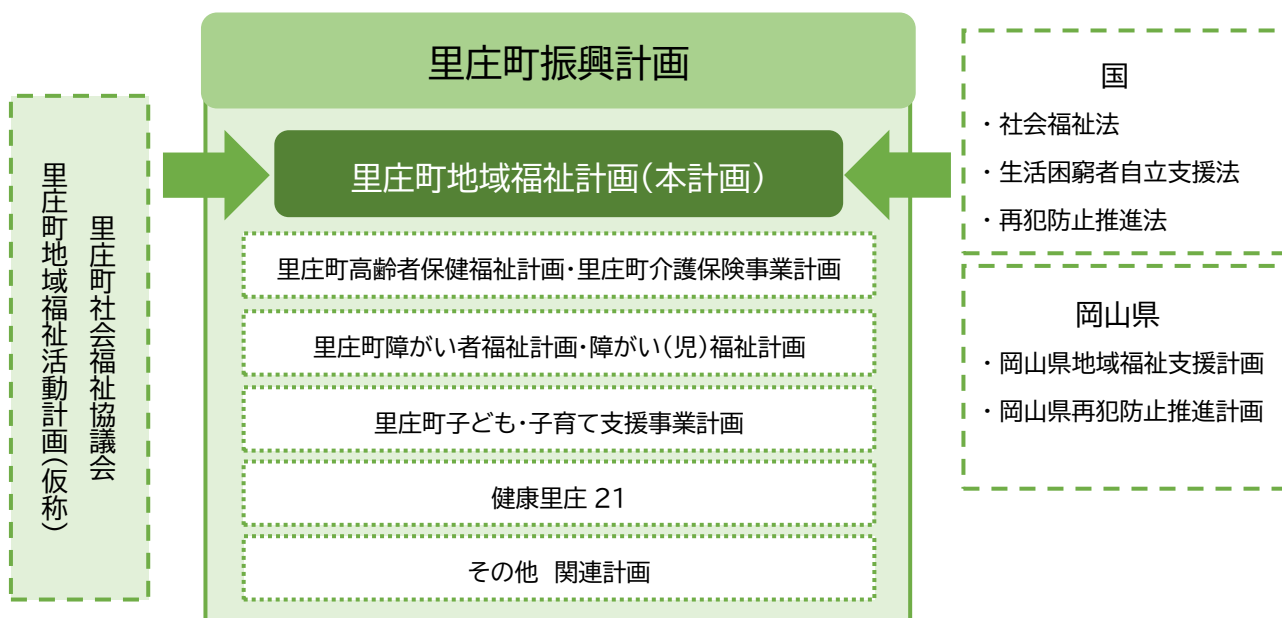
※地域包括ケアシステムとは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 関連計画との整合性

本計画は、里庄町振興計画を上位計画とし、本町の保健福祉分野における地域福祉を推進するための包括的かつ総合的な計画です。

本町における福祉関係計画には、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい（児）福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などがあり、これらの計画はそれぞれの根拠法に基づき分野別に策定されています。本計画は、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



(2) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、計画的に整備していくことを内容とするものです。

社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（３）地方再犯防止推進計画

再犯防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）の施行により、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが求められました。再犯防止推進計画を地域福祉計画等と一体的に策定する場合は、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方計画である旨の明記が必要となります。

再犯防止推進法（抜粋）

（国等の責務）

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方再犯防止推進計画）

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、令和9年度に計画全体の評価と見直しを行います。

なお、社会情勢、制度の改正、町民ニーズの変化等に柔軟に対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

■計画期間■

計画 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
振興計画		第4次									
地域福祉計画					第1次里庄町地域福祉計画					第2次	
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第7期	第8期				第9期					
障がい者福祉計画 障がい(児)福祉計画	第5期	第6期				第7期					
子ども・子育て 支援事業計画		第2期					第3期				
健康里庄21		第2次					第3次				

第4節 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、町民や福祉関係団体、分館へのアンケート調査を実施し、広く町民の声を聴取するとともに、「里庄町地域福祉計画策定委員会」において協議・検討を重ねて策定しました。

■町民参画の状況■

区 分	概 要
町民アンケート（一般）	町内在住の18歳以上の町民から無作為抽出した2,000人に対し、地域の現状や生活課題、福祉に対する意識や要望を調査・把握しました。 期間：令和4年8月19日（金）～令和4年9月16日（金）
福祉関係団体アンケート	町内の地域福祉に関連する団体に対し、アンケートによる意識調査を実施しました。 期間：令和4年6月27日（月）～令和4年7月25日（月）
分館アンケート	町内の37の分館に対し、アンケートによる意識調査を実施しました。 期間：令和4年6月27日（月）～令和4年7月29日（金）
策定委員会	町内の福祉関係団体、有識者等からなる策定委員会を組織し、計画策定のための協議・検討を行いました。 第1回：令和4年6月27日（月） 第2回：令和5年1月17日（火） 第3回：令和5年2月22日（水）
パブリックコメント	計画の素案を町ホームページ等で公表し、意見を募集しました。 期間：令和5年1月23日（月）～令和5年2月6日（月）

■里庄町地域福祉計画策定委員会の様子■

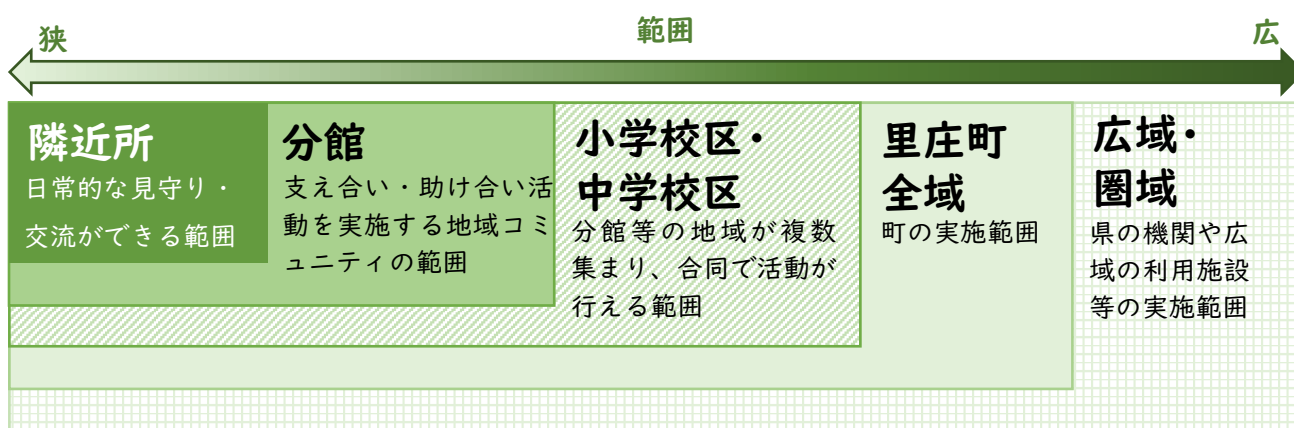


第5節 地域の範囲の考え方

本町の地域区分には、小学校区や中学校区、分館等多様な捉え方があります。

隣近所との付き合いといった最も小さな範囲から町全域に至るまで、地域を重層的に捉え、必要に応じて課題の共有や連携した取組を推進する等、適切な範囲において施策を展開することでより効果的な活動に努めます。

■地域の範囲のイメージ■



第6節 本計画とSDGsとの関係

本計画は、SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ策定します。SDGsとは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際社会全体の開発目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



■17の目標と内容■

目標		内容
1	貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓をゼロに	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
6	安全な水とトイレを世界中に	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
9	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
10	人や国の不平等をなくそう	国内及び国家間の格差を是正する
11	住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
12	つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動に具体的な対策を	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる
14	海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

上位計画である里庄町振興計画においては、このSDGsの考え方を導入しています。本計画においても、地域福祉の推進に係る現状の課題を把握し、継続する取組と新たに取組むべき事項を体系的に関連付けて実践し、町民がお互いに支え合い・助け合い、地域を共につくっていく社会の実現を目指すものとします。

■本計画が取組むべき SDGsの目標■

目標 1	貧困をなくそう		目標 10	人や国の不平等をなくそう	
目標 3	すべての人に健康と福祉を		目標 11	住み続けられるまちづくりを	
目標 4	質の高い教育をみんなに		目標 16	平和と公正をすべての人に	
目標 5	ジェンダー平等を実現しよう		目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう	
目標 8	働きがいも経済成長も				

第2章 本町の現状

第1節 統計データ等からみる本町の現状

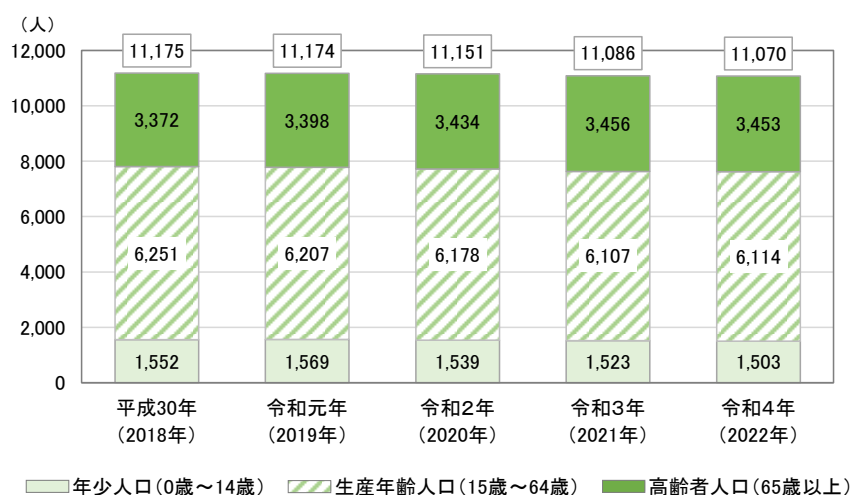
(1) 人口・世帯の状況

① 総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は緩やかに減少しており、令和4年には11,070人となっています。

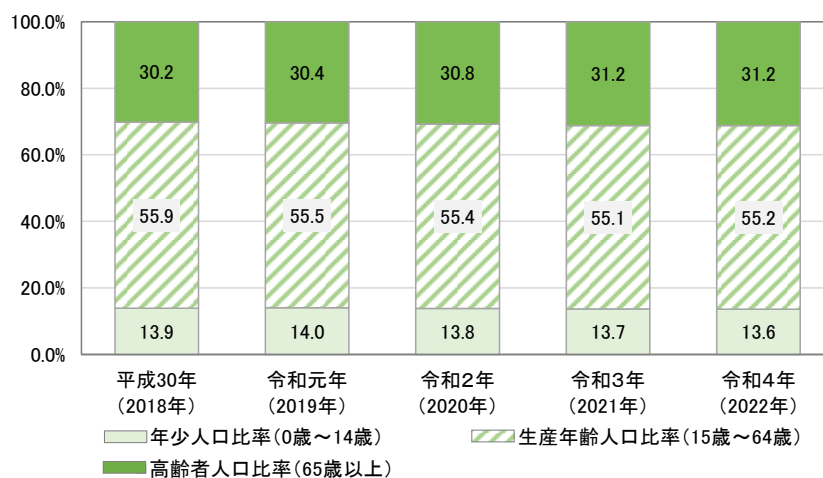
年齢を3つの区分に分類した年齢別人口割合をみると、年少人口、生産年齢人口割合は減少傾向で、高齢者人口割合は増加傾向にあります。

■年齢別人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

■年齢別人口割合の推移■



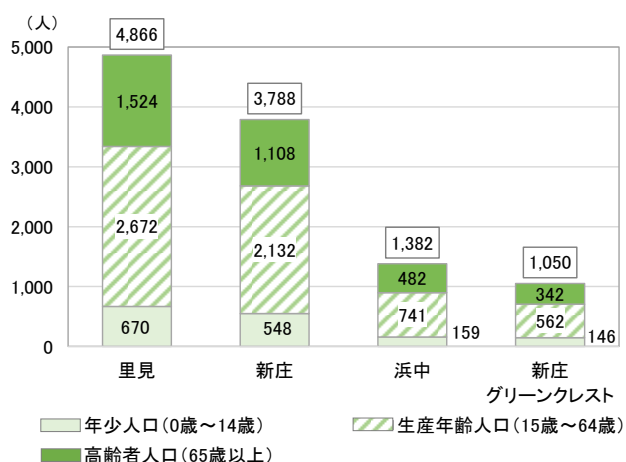
資料：住民基本台帳（各年9月末時点）

② 人口と年齢3区分人口割合の地区別比較

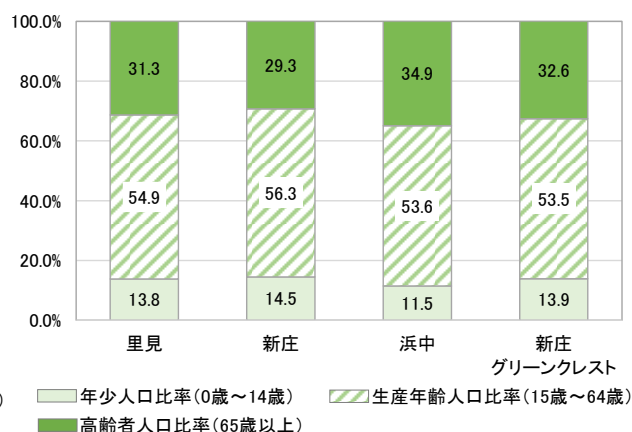
地区別の人口を比較してみると、里見地区が4,866 人と他地区に比べ多く、新庄地区が3,788 人、浜中地区が1,382 人、新庄グリーンcrest地区が1,050 人となっています。

また、年齢別の人口割合を地区別に比較してみると、最も人口が多い里見地区では生産年齢人口が54.9%、高齢者人口が31.3%となっています。一方、浜中地区では高齢者人口割合が34.9%と他地区より高くなっています。

■年齢別人口の地区別比較■



■年齢別人口割合の地区別比較■



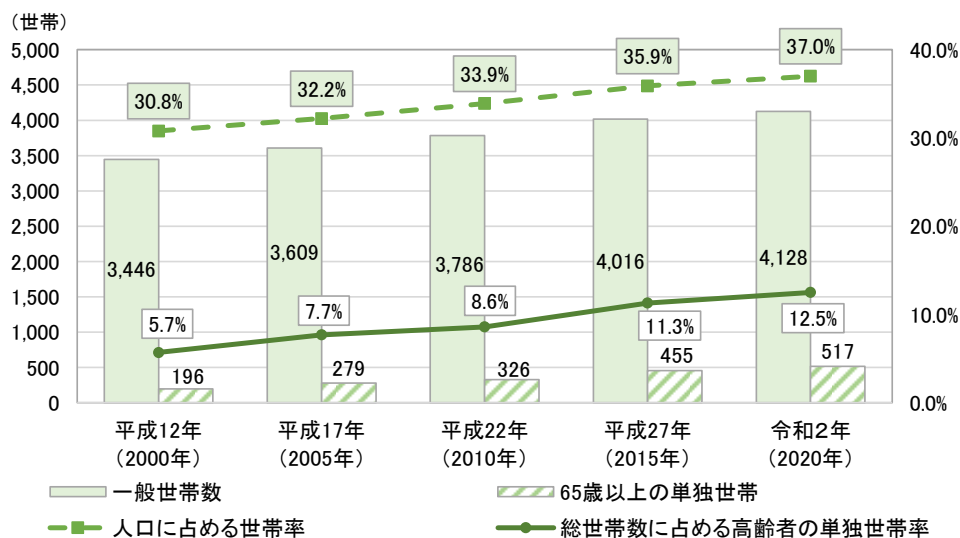
資料：住民基本台帳（令和3年9月末時点）

③ 世帯数の推移

世帯数をみると、平成12年の3,446世帯から一貫して増加しており、令和2年には4,128世帯となっています。

また、65歳以上の単独世帯数も増加しており、平成12年の196世帯から令和2年には517世帯となっています。

■世帯数・1世帯あたり人口の推移■



資料：国勢調査

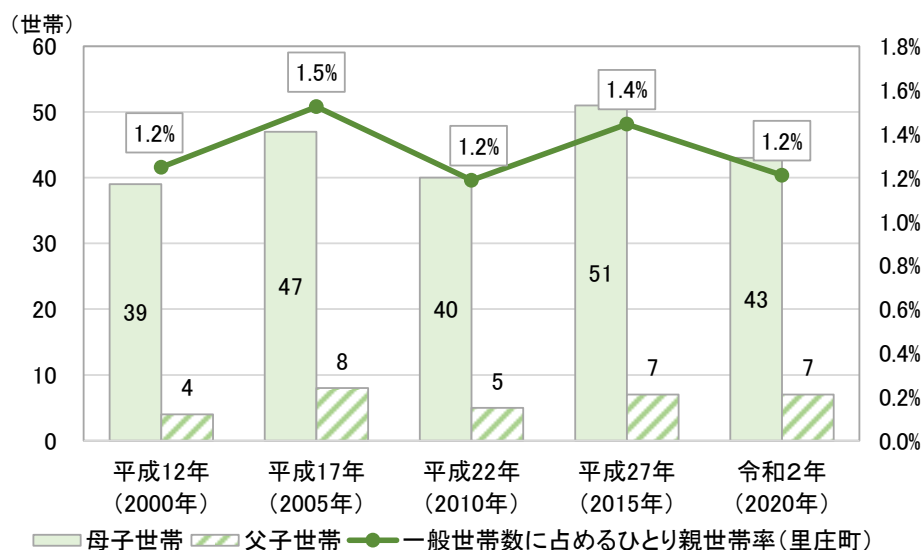
④ ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移をみると、年により増減しており、令和2年には 50 世帯となっています。

内訳をみると、令和2年では母子世帯が 43 世帯、父子世帯が 7 世帯となっています。

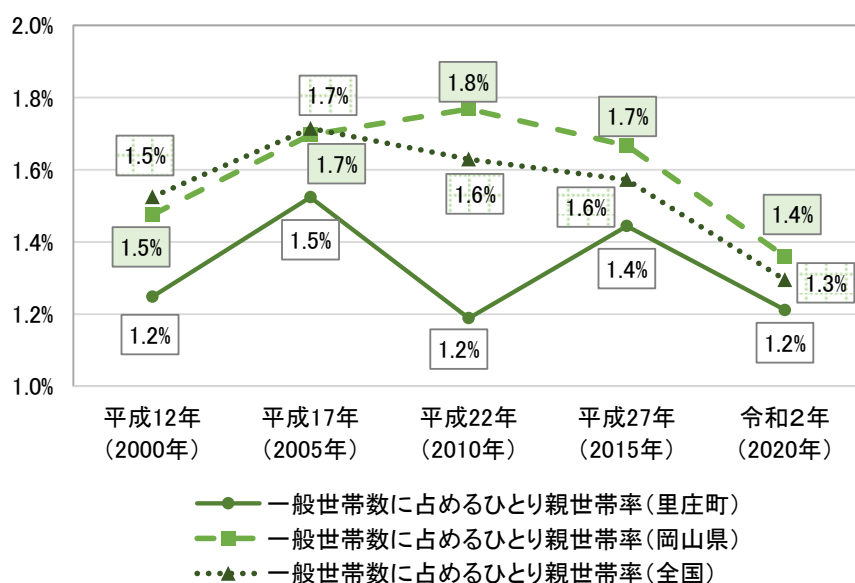
また、一般世帯数に占めるひとり親世帯率の比較をみると、令和2年時点で 1.2%となっており、全国・岡山県より低くなっています。

■ひとり親世帯数の推移■



資料：国勢調査

■一般世帯数に占めるひとり親世帯率の比較■



資料：国勢調査

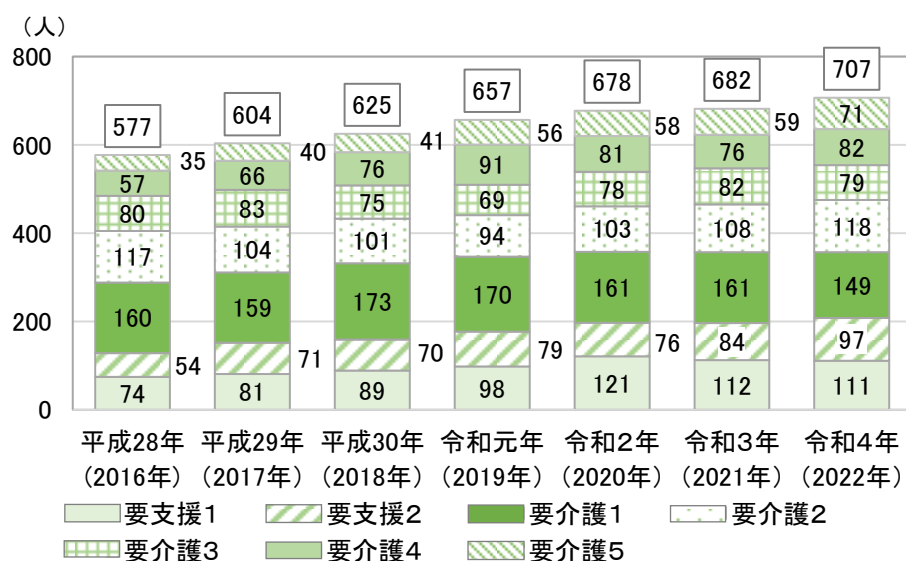
(2) 要支援・要介護認定者の状況

① 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、総数は一貫して増加しており、令和4年現在で707人となっています。介護度別にみると、要支援1～要介護2の比較的軽度の占める割合が多くなっていますが、要介護5の重度者も増加しています。

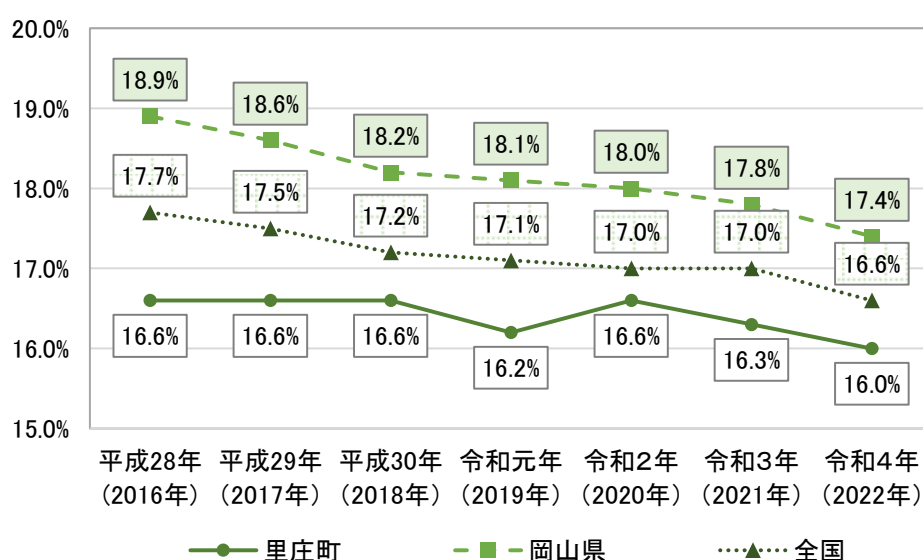
調整済み認定率の比較をみると、全国・岡山県より低くなっています。

■要支援・要介護認定者の推移■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年9月時点、令和4年のみ7月時点）

■調整済み認定率の比較■



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

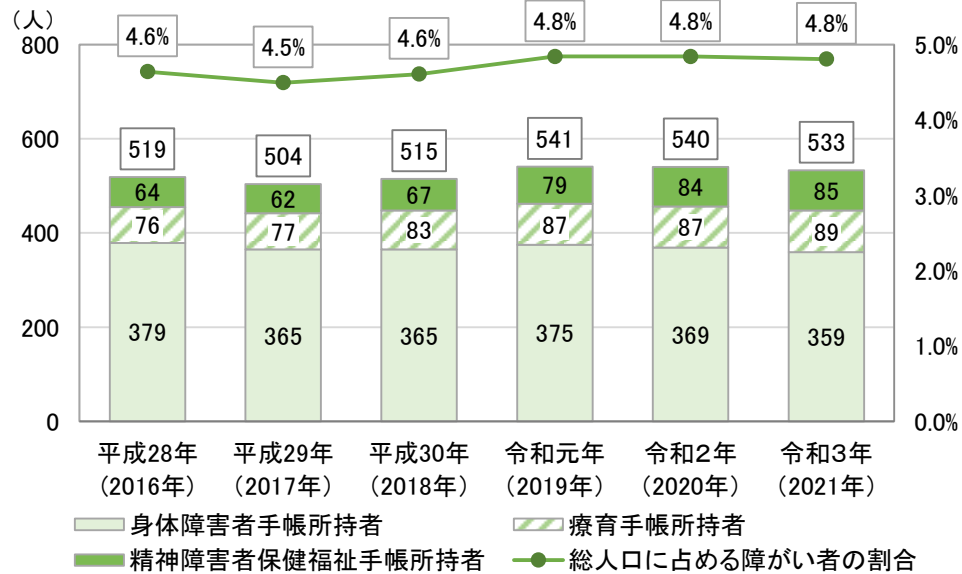
（地域包括ケア「見える化システム」（各年3月末時点））

(3) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳交付者(総数)の状況

障害者手帳交付者(総数)は令和3年では533人となっています。また、総人口に占める障がいのある人の割合は近年では4.8%で推移しています。

■障害者手帳交付者(総数)の推移■



資料：健康福祉課

コラム 障害者手帳について

障がいの種類は大きく分けて、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3つがあり、それぞれの種類に合わせて3つの手帳があります。

★身体障害者手帳

身体に障がい(視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓などの内部障がい)のある人が対象で、6段階の等級に区分されます。



★療育手帳

知的機能の障がいがおおむね18歳までに現れ、日常生活に支障が生じている人が対象で、4段階の等級に区分されます。



★精神障害者保健福祉手帳

精神障がい(発達障がいを含む)のために長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある人が対象で、3段階の等級に区分されます。

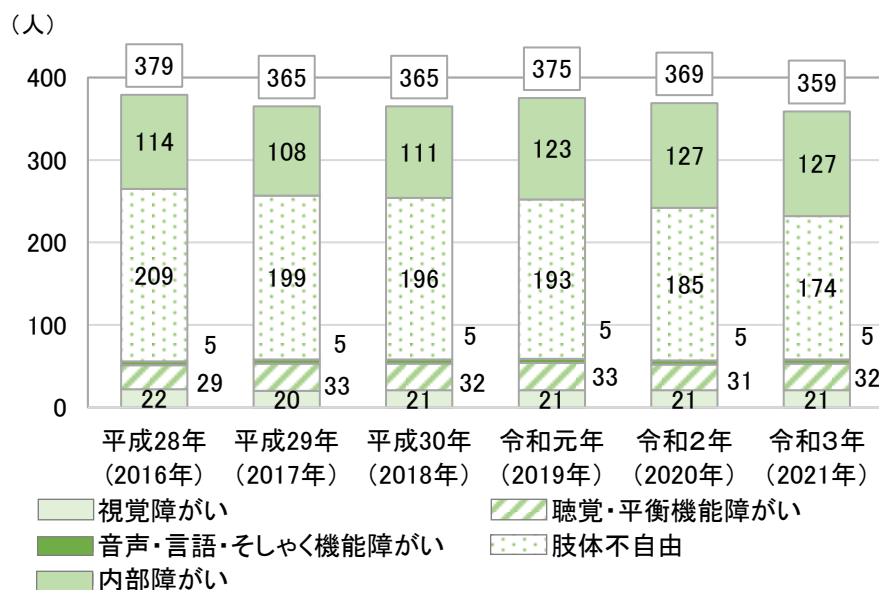


② 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳交付者の推移をみると、令和元年の375人より減少し、令和3年では359人となっています。

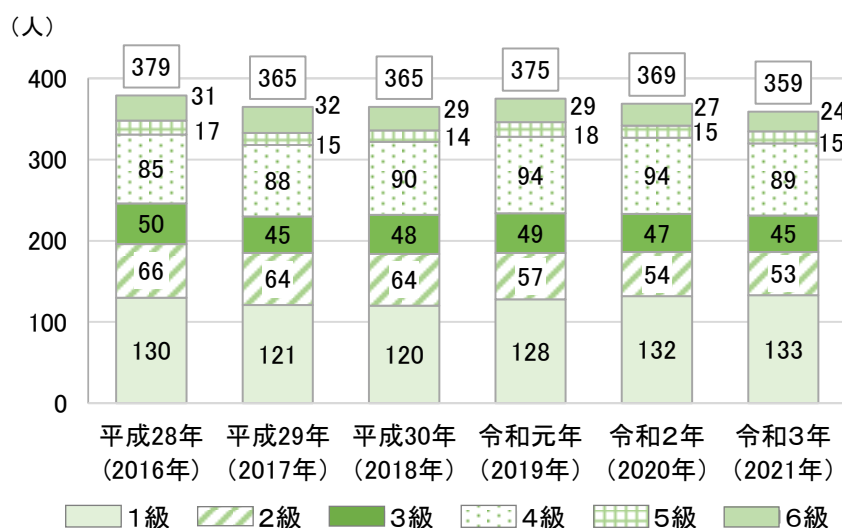
障がい種別にみると、令和3年では肢体不自由が174人、内部障がいが127人と多く、等級別では、1級が133人と他の等級に比べて多くなっています。

■障がい種別身体障害者手帳交付者数の推移■



資料：健康福祉課

■等級別身体障害者手帳交付者数の推移■



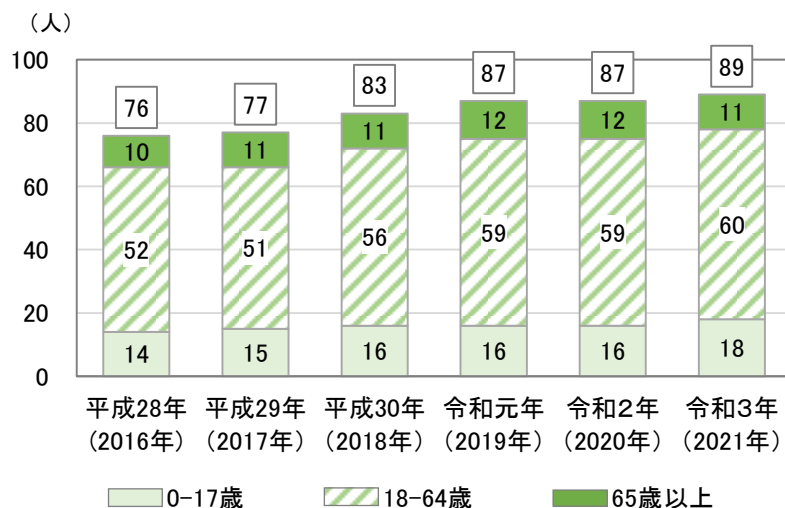
資料：健康福祉課

③ 療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者の総数をみると、平成 28 年より増加傾向にあり、令和 3 年では 89 人となっています。年齢別にみると、18-64 歳の交付者が多くなっています。

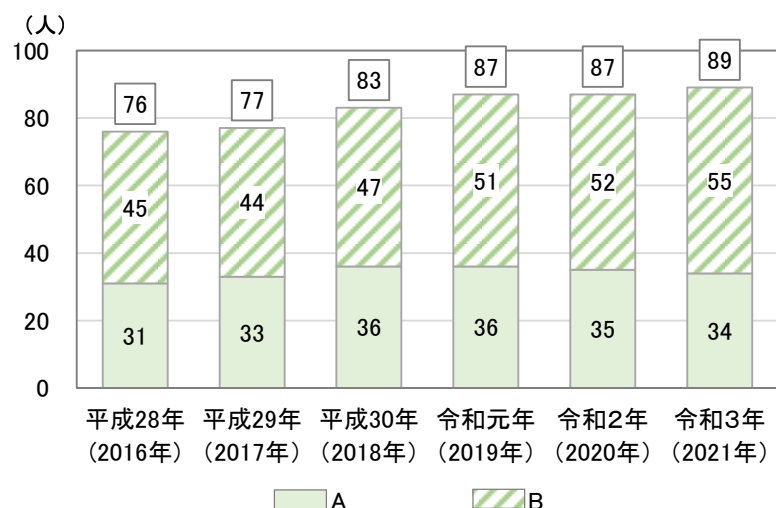
また、等級別にみると、令和 3 年で A が 34 人、B が 55 人となっており、近年では B が増加傾向にあります。

■年齢別療育手帳交付者数の推移■



資料：健康福祉課

■等級別療育手帳交付者数の推移■



資料：健康福祉課

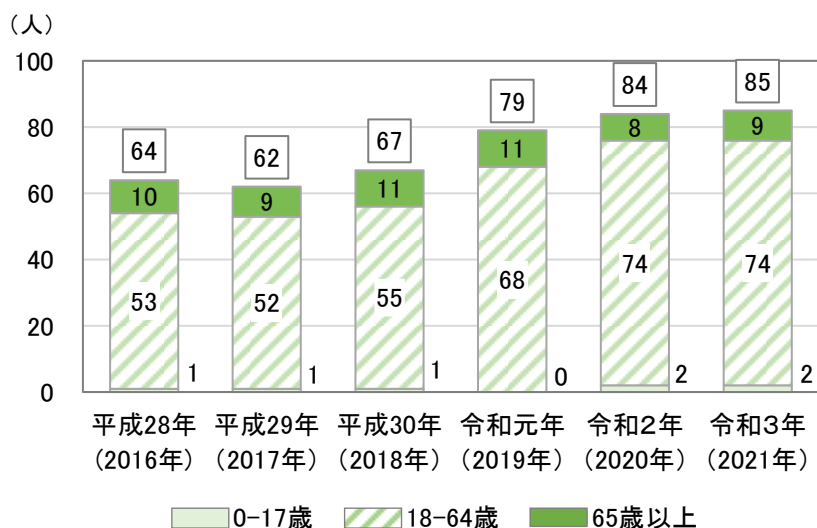
※A は最重度 A1、重度 A2 を合わせた人数、B は中度 B1、軽度 B2 を合わせた人数

④ 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者の総数をみると、平成 29 年以降増加しており、令和 3 年に 85 人となっています。年齢別にみると 18-64 歳が増加しており令和 3 年時点で 74 人となっています。

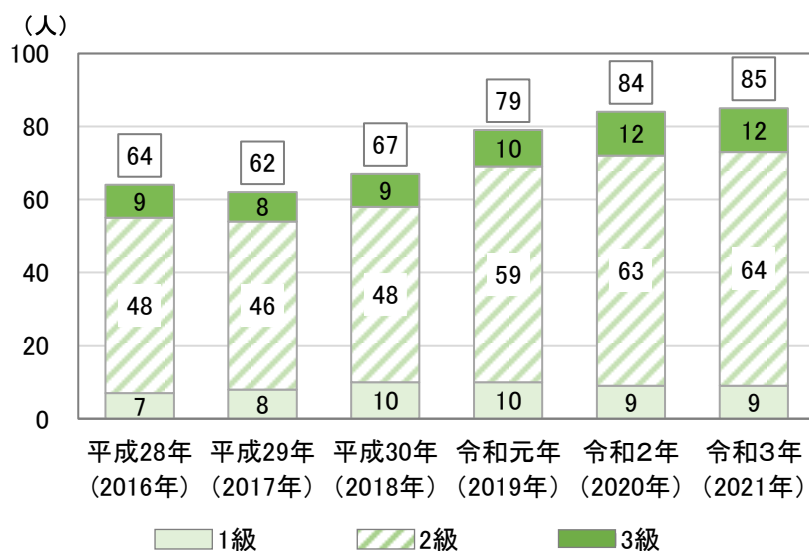
また、等級別にみると、2 級の占める割合が高くなっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移■



資料：健康福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移■



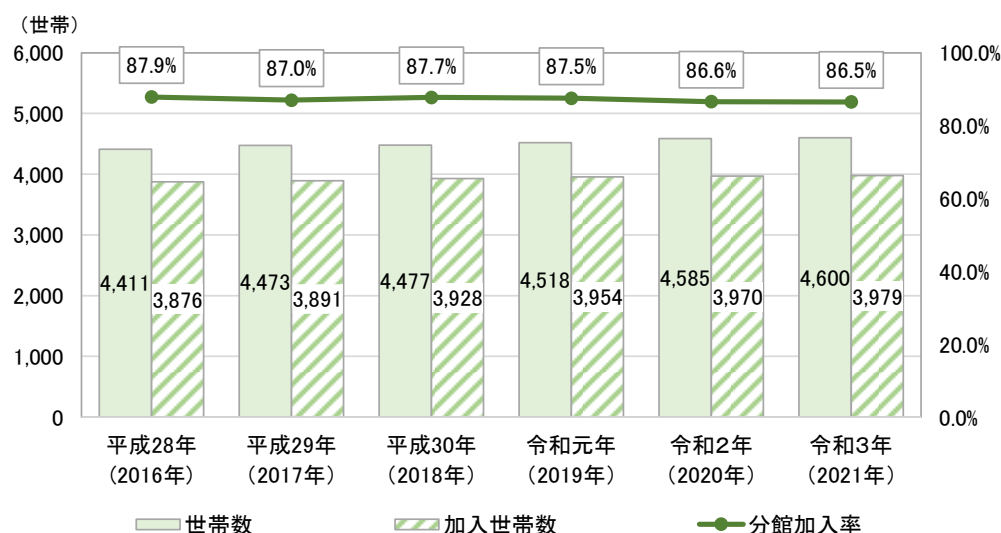
資料：健康福祉課

(4) 地域福祉活動に関わる状況

① 分館加入世帯数の状況

本町には、令和4年現在、37の分館があります。全世帯に占める分館への加入世帯率はおおよそ87%で推移しています。

■分館加入世帯数■



資料：住民基本台帳（令和3年9月末時点）

② 民生委員・児童委員数の状況

本町では、令和4年現在23名の民生委員・児童委員が活動されています。そのうち2名が主任児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員への相談件数は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元年から800件台に減少していますが、近年では徐々に増加しています。

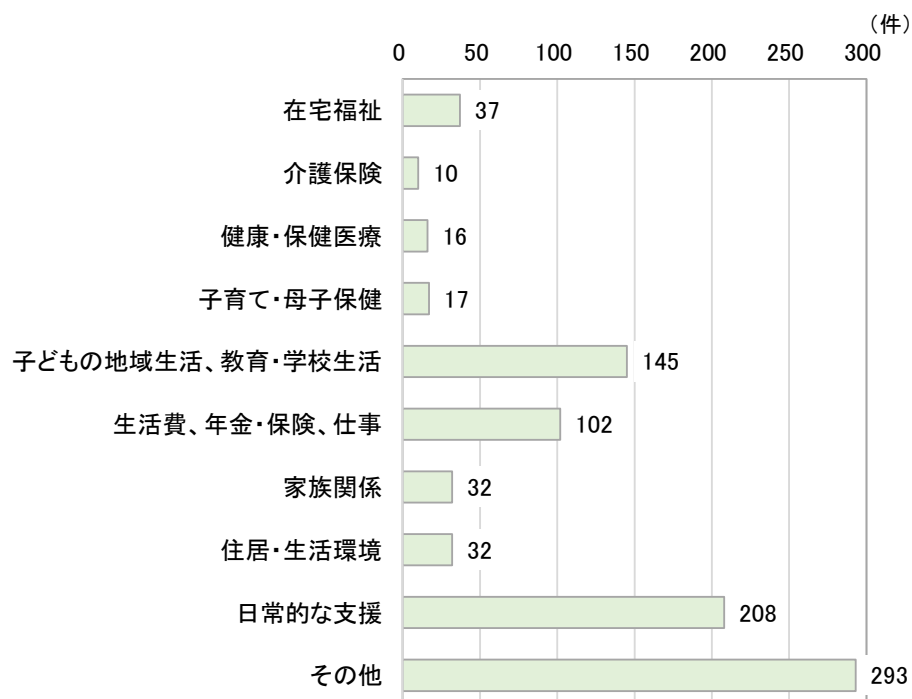
■相談延べ件数■

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
相談件数（件）	1,640	1,518	1,331	826	852	892

資料：福祉行政報告例

相談内容の内訳をみると、「日常的な支援」や「子どもの地域生活、教育・学校生活」に関することが多くなっています。

■相談内容■



資料：福祉行政報告例（令和3年）



コラム「民生委員・児童委員」とは

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。社会福祉の増進のために、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人のことです。

また、すべての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っています。

③ ボランティア団体及び NPO 法人数の推移

令和3年時点で 30 団体のボランティア団体、NPO 法人が活動されています。

■団体数■

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)
ボランティア団体数	29	29	29	29	29	29
NPO 法人数	1	1	1	1	1	1
計	30	30	30	30	30	30

資料：健康福祉課

(5) 刑法犯認知件数の状況

① 刑法犯認知件数の推移

刑法犯認知件数の推移をみると、平成 29 年の 35 件から減少し、令和 4 年には 21 件となっています。刑法犯の分類別にみると、窃盗犯が最も多くなっています。

■刑法犯認知件数の推移■

	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)
凶悪犯			1		1	3
粗暴犯		4	1	3	5	3
窃盗犯	22	24	21	9	12	14
知能犯	8	1				
風俗犯	1		1	1		1
その他	4	4	9	5	3	
総数	35	33	33	18	21	21

資料：岡山県警察「犯罪統計」

■刑法犯の分類■

分類	罪種
凶悪犯	殺人、強盗、放火、強制性交等
粗暴犯	凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃盗犯	窃盗
知能犯	詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任
風俗犯	賭博、わいせつ
その他	上記以外の罪種（占有離脱物横領、住居侵入等）

② 刑法犯認知件数の市町村比較

刑法犯認知件数を他市町村と比較すると、本町は比較的件数が少なく、岡山県全体の 0.3% となっています。また、人口に占める割合は 0.19% となっており、岡山県全体の人口に占める割合である 0.39% と比較しても低くなっています。

■ 刑法犯認知件数の市町村比較 ■

市町村名	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数の総数に占める各市町村の認知件数の割合	人口（※）	人口に対する刑法犯認知件数の割合
岡山市	3,423	46.9%	720,016	0.48%
倉敷市	2,120	29.0%	472,122	0.45%
津山市	318	4.4%	98,502	0.32%
総社市	186	2.5%	69,241	0.27%
玉野市	159	2.2%	55,028	0.29%
笠岡市	118	1.6%	44,876	0.26%
井原市	114	1.6%	37,675	0.30%
瀬戸内市	107	1.5%	35,540	0.30%
備前市	93	1.3%	31,205	0.30%
真庭市	90	1.2%	41,692	0.22%
美作市	78	1.1%	25,330	0.31%
赤磐市	67	0.9%	42,267	0.16%
浅口市	60	0.8%	32,308	0.19%
高梁市	54	0.7%	27,928	0.19%
早島町	54	0.7%	12,349	0.44%
新見市	52	0.7%	27,206	0.19%
和気町	32	0.4%	13,329	0.24%
矢掛町	29	0.4%	13,061	0.22%
吉備中央町	27	0.4%	10,521	0.26%
里庄町	21	0.3%	10,856	0.19%
勝央町	19	0.3%	10,751	0.18%
鏡野町	14	0.2%	11,872	0.12%
久米南町	10	0.1%	4,394	0.23%
美咲町	10	0.1%	12,679	0.08%
奈義町	6	0.1%	5,496	0.11%
西粟倉村	2	0.0%	1,349	0.15%
新庄村	1	0.0%	776	0.13%
不明・県外等	40	0.5%	—	—
総数	7,304	100.0%	1,868,369	0.39%

資料：岡山県警察「犯罪統計」（令和3年時点）

※人口：「岡山県の人口」（令和4年3月1日）

第2節 町民アンケート調査からみる現状

本町の地域福祉に関する現状を把握するため、これからの地域福祉のためのアンケート調査を実施しました。

■調査の概要■

調査対象	18歳以上の町民 2,000人
実施方法	① 郵送による配付・回収 ② 同調査票に掲載のQRコードによるWEB回答
実施期間	令和4年8月19日（金）～令和4年9月16日（金）
回収結果	配付数 2,000件 有効回収数 1,027件 有効回収率 51.4% （うちWEB回答 84件）

■設問の概要■

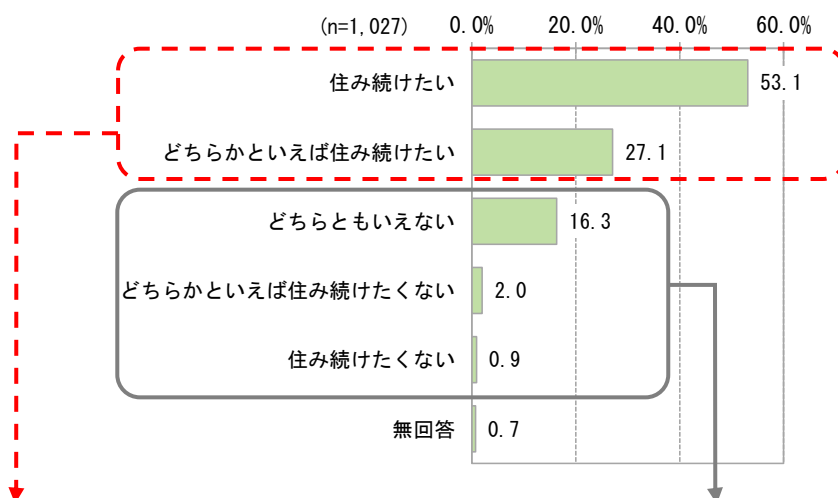
番号	質問の分類
1	あなたご自身のことと暮らしについて
2	お住まいの地域とのかかわり等について
3	地域福祉にかかわる機関や団体について
4	ボランティア活動について
5	地域における防災について
6	日頃の不安や悩みについて
7	再犯防止推進について
8	町の福祉施策全般について

■調査結果の見方■

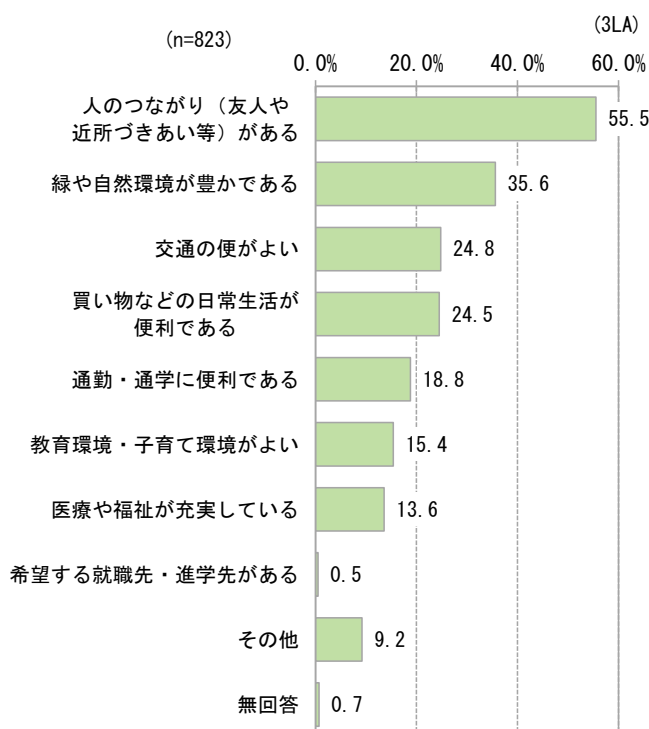
- 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。
- 複数回答の場合、図中にMA（＝いくつでも回答可）または3LA（＝3つまで回答可）と記載しています。また、不明（無回答）はグラフから除いている場合があります。
- 「無回答」「その他」は上位項目から除いている場合があります。

■調査の結果(抜粋)■

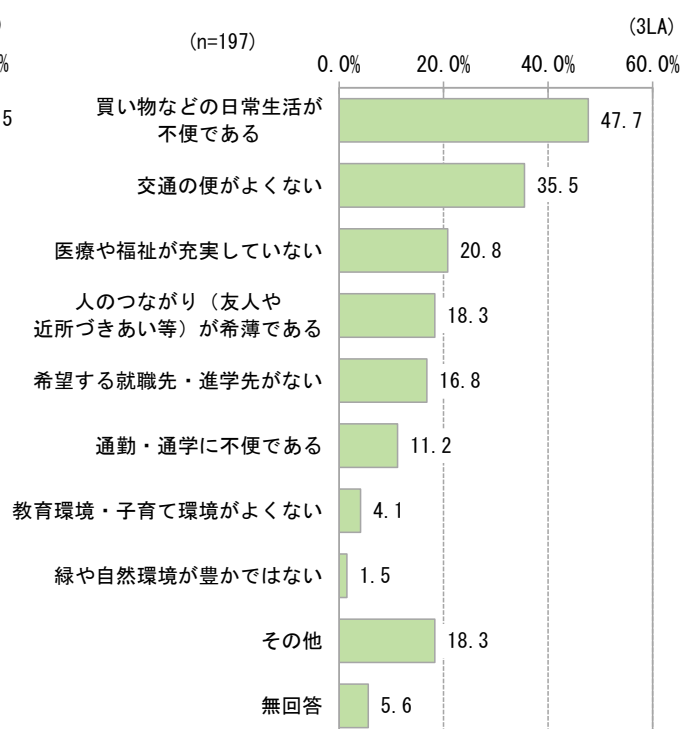
問8-1 あなたは里庄町にこれからも住み続けたいと思いますか。



問8-2 住み続けたい理由は何ですか。



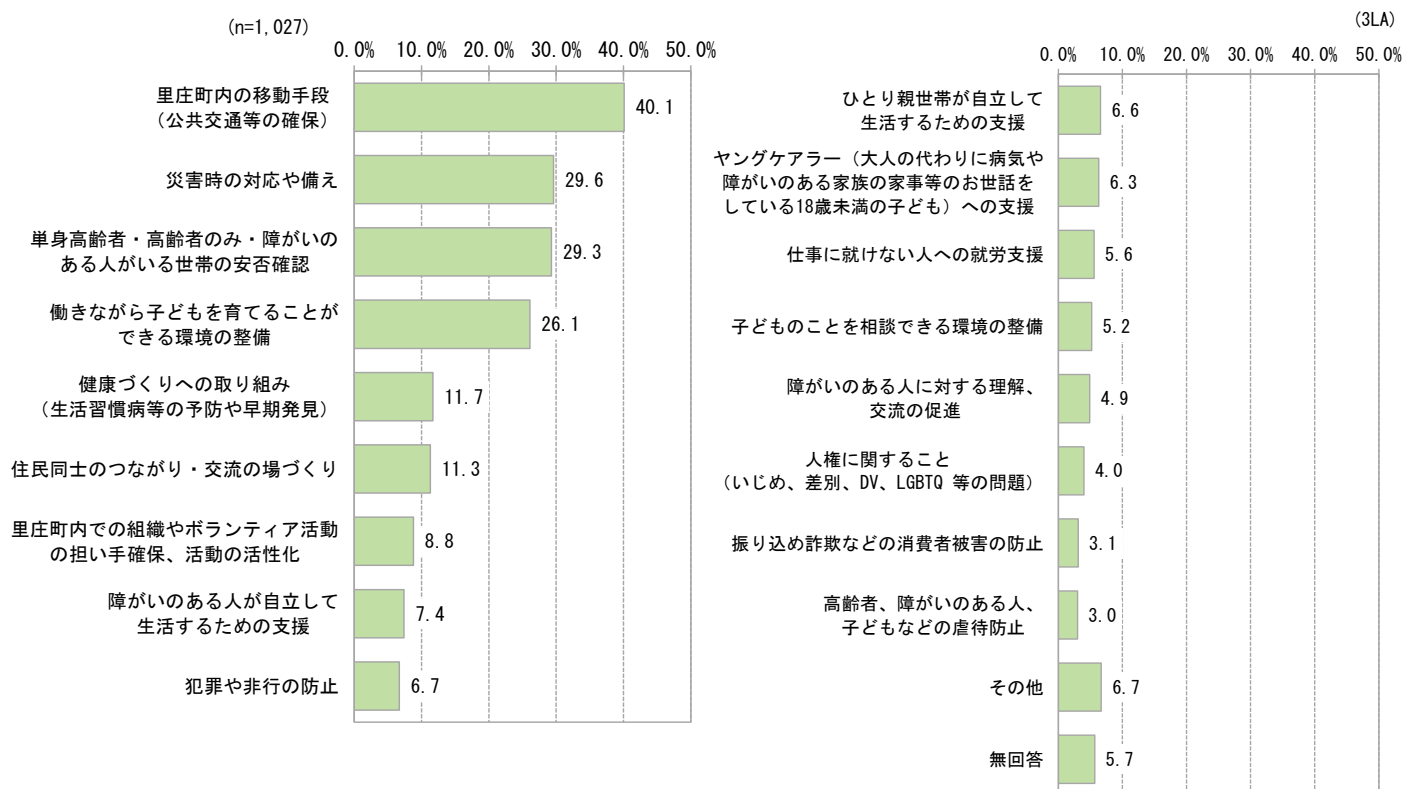
問8-3 住み続けたくない理由は何ですか。



これからも本町に住み続けたいと思うかについて『住み続けたい』（「住み続けたい」＋「どちらかといえば住み続けたい」）が約8割となっていますが、「どちらともいえない」、「住み続けたくない」の回答も一定数みられます。

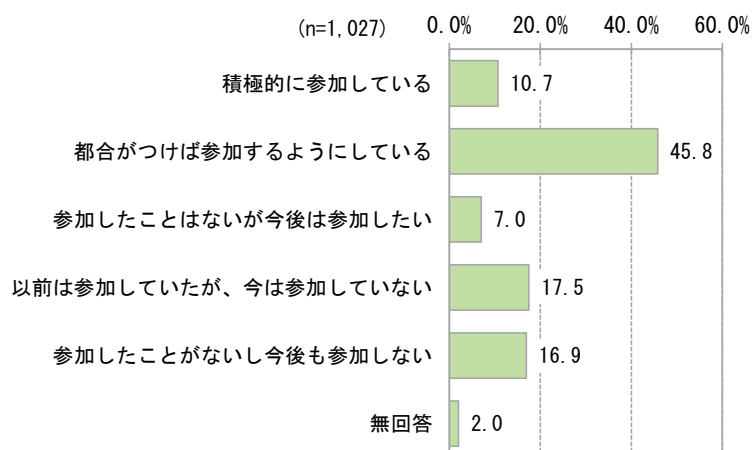
住み続けたくない理由としては「買い物などの日常生活が不便である」が47.7%と最も多く、次いで「交通の便がよいくない」が35.5%、「医療や福祉が充実していない」が20.8%となっています。移動手段の確保や各種サービスの充実が求められています。

問 10 里庄町内で優先的に解決が必要と思う課題は何ですか。



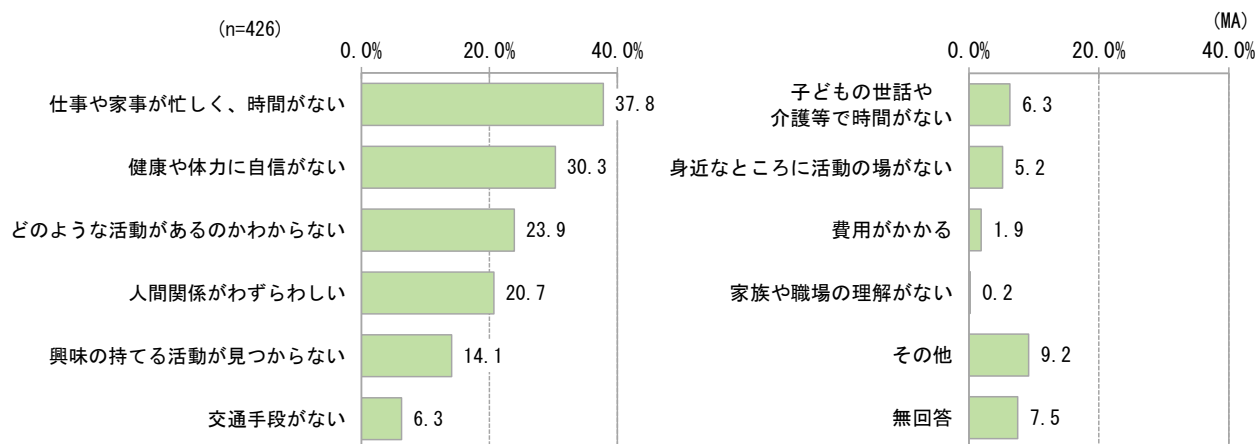
地域で生活するうえでの課題では、「里庄町内の移動手段（公共交通等の確保）」が40.1%で最も多く、次いで「災害時の対応や備え」、「単身高齢者・高齢者のみ・障がいのある人がいる世帯の安否確認」が約3割となっています。

問 11-1 あなたは里庄町内にある組織への活動に参加していますか。



町内にある組織への活動への参加状況について、「都合がつけば参加するようにしている」が45.8%となっています。一方で、「以前は参加していたが、今は参加していない」「参加したことがないし今後も参加しない」の参加意向のない人がそれぞれ17%程度となっており、参加意向の向上に向けた取組が必要です。

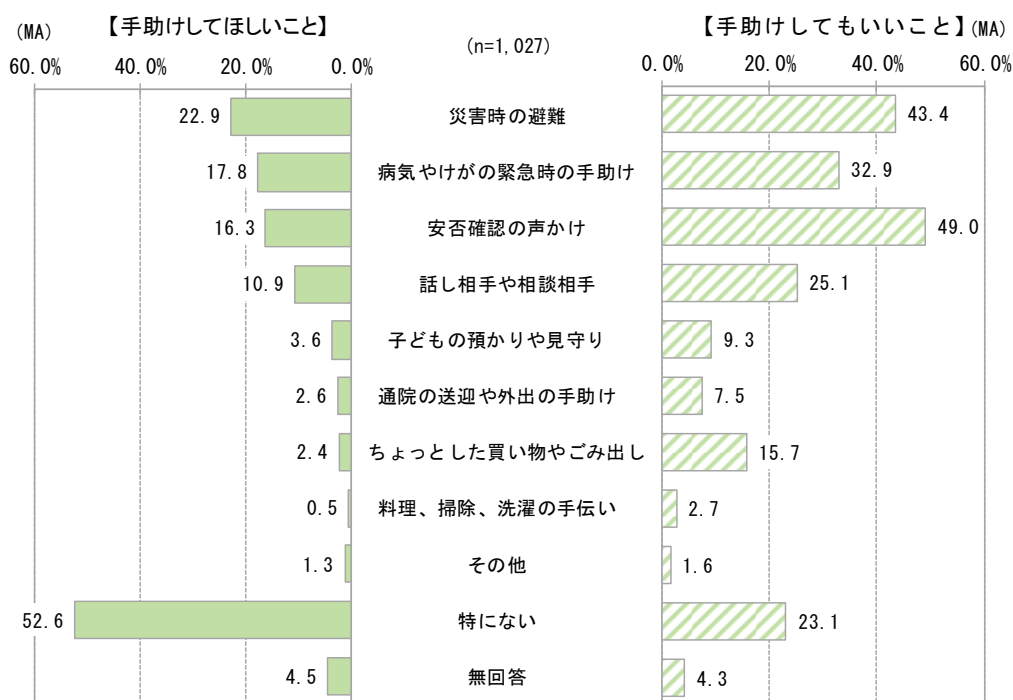
問 11-3 里庄町内にある組織への活動に現在参加していない理由、または参加するうえで支障となっていることはありますか。



町内の組織への活動に参加していない理由をみると、「仕事や家事で忙しく、時間がない」が37.8%と最も多くなっていますが、「どのような活動があるのかわからない」「人間関係がわずらわしい」の理由も2割を超えています。活動のPRだけではなく、国や県などの新しい指針への対応等も求められます。

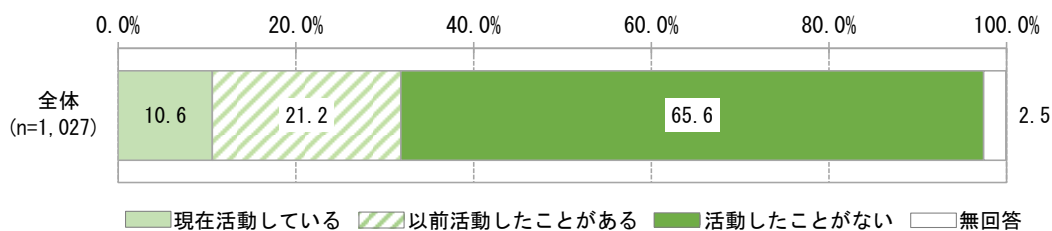
問 14 あなたはご近所との付き合いの中で、「手助けしてほしい」と思うことはありますか。

問 15 あなたはご近所との付き合いの中で、「手助けしてもいい」と思うことはありますか。

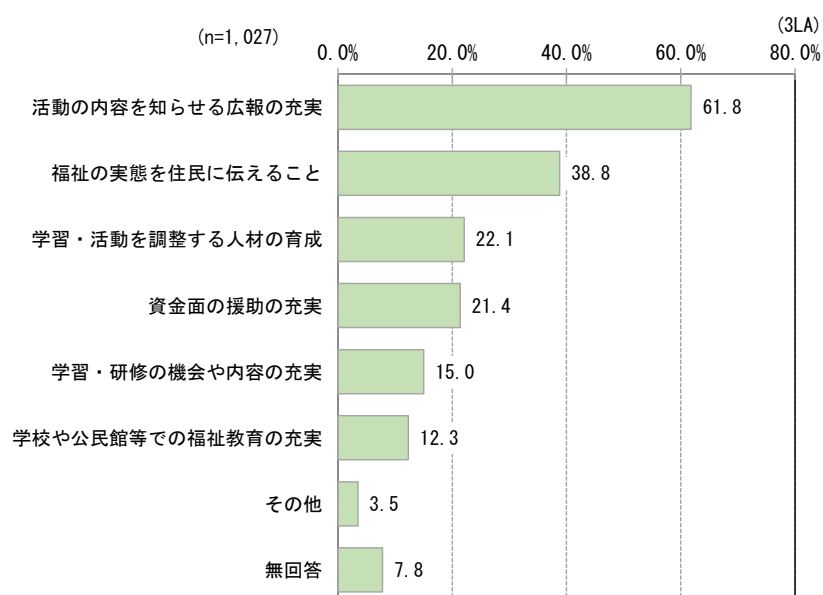


手助けしてほしい、手助けしてもいいと思うことでは、「特になし」を除くと、「災害時の避難」「病気やけがの緊急時の手助け」「安否確認の声かけ」がそれぞれ上位となっています。ニーズと手助けできることはある程度一致している傾向にあるといえます。

問 19-1 あなたはボランティア活動をしていますか。



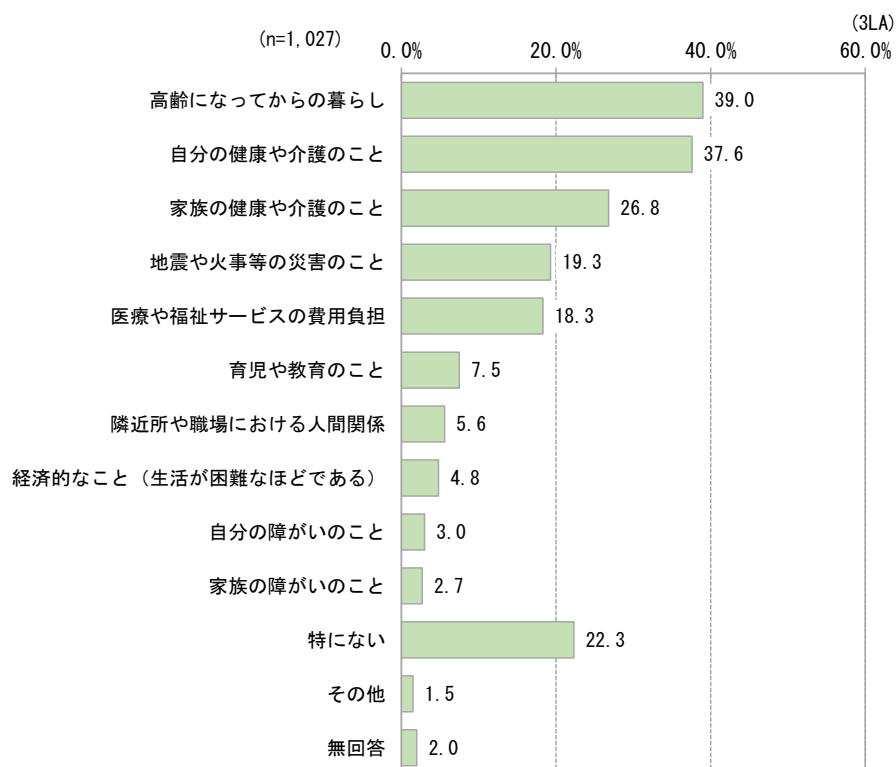
問 20 あなたはボランティア活動の輪を広げるために、何が重要だと思いますか。



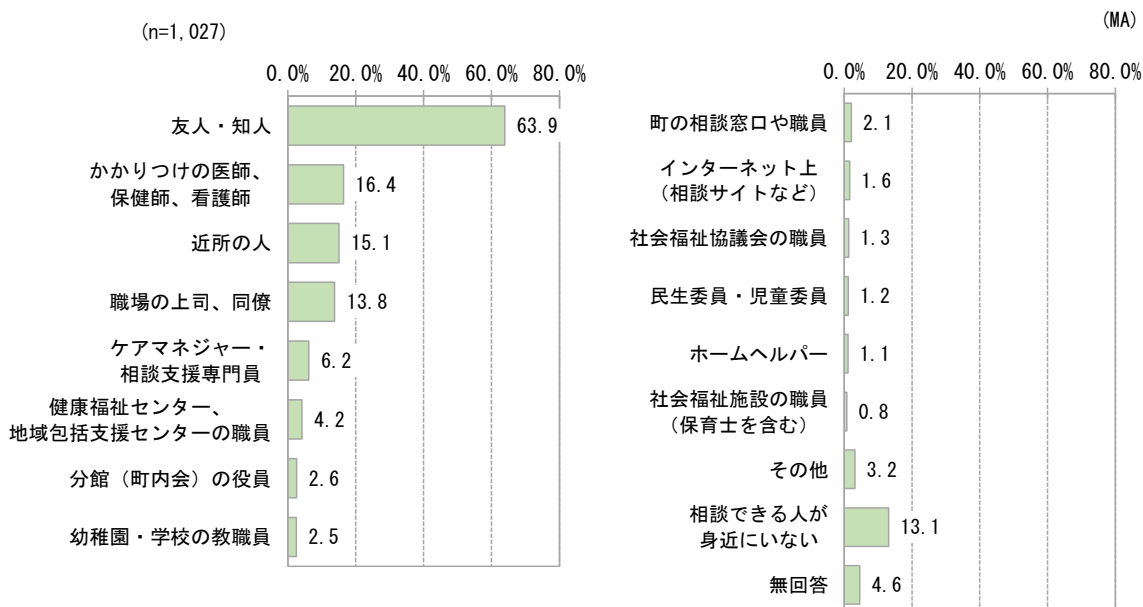
ボランティア活動の参加状況について、「活動したことがない」が6割を超えています。

今後参加者を増やしていくために必要だと思うこととして「活動の内容を知らせる広報の充実」が約6割、「福祉の実態を住民に伝えること」が約4割となっており、広報・周知の充実が求められています。

問 24 あなたは日頃、生活について困っていることや不安なことはありますか。



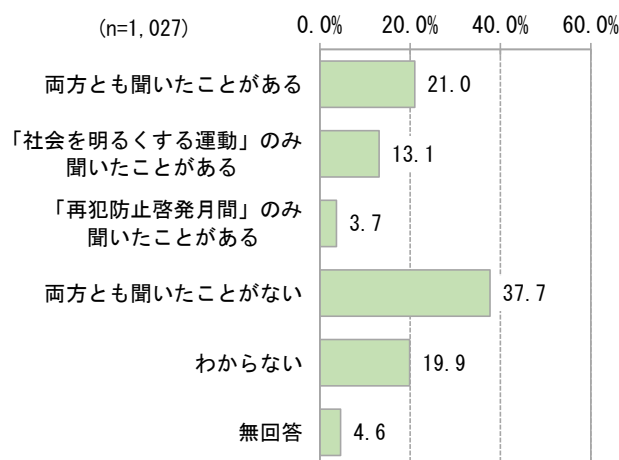
問 25 あなたは日頃、生活について家族や親戚以外のどんな人（場所）に相談をしていますか。



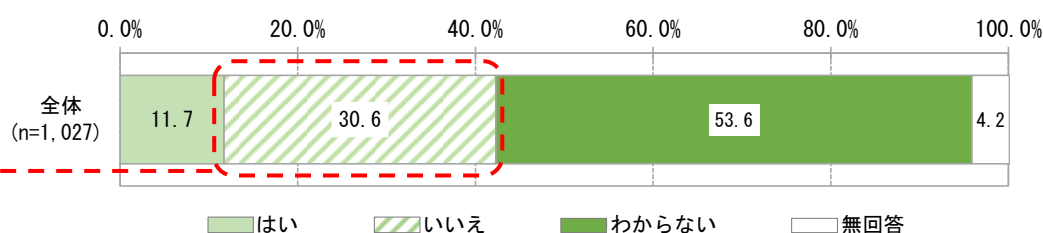
日頃生活について困っていることでは、「特にない」を除くと、「高齢になってからの暮らし」「自分の健康や介護のこと」が約4割となっています。その他には「地震や火事等の災害のこと」、「医療や福祉サービスの費用負担」、「育児や教育のこと」等、様々な課題があることがわかります。

相談先としては、「友人・知人」が多くなっています。一方で、「相談できる人が身近にいない」人も13.1%となっており、必要な相談に結びついていない人が一定数いることがうかがえます。

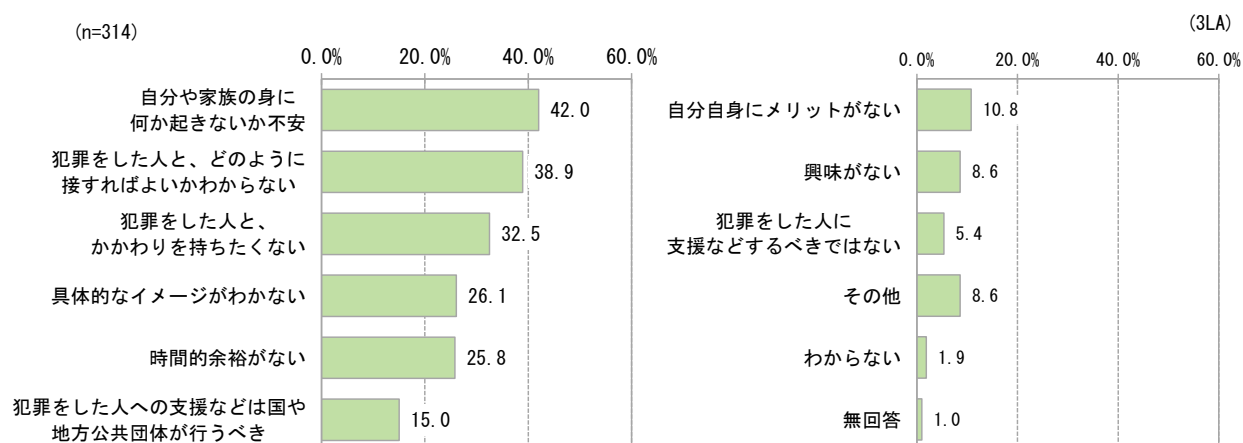
問 27 あなたは再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがありますか。



問 28-1 あなたは犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。



問 28-3 協力したいと思わない理由は何ですか。



再犯防止に関する取組の認知度について、「両方とも聞いたことがない」が37.7%となっており、周知が進んでいない状況がうかがえます。

また、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わないと回答した人は約3割となっており、理由としては「自分や家族の身に何か起きないか不安」「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからない」が約4割となっています。

問 29 里庄町の取組についておうかがいします。①～⑫のそれぞれの項目ごとに、あてはまるものを選んでください。



本町の取組について、『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）と回答された項目は、「⑥町は分館（町内会）活動等、里庄町内での活動に対して協力的である」が67.0%、「⑪子育て支援サービスが充実しており、子育てがしやすいまちである」が62.4%と多くなっています。

一方で、「⑦里庄町内にある活動のリーダーの発掘や育成が活発である」「③福祉活動やボランティア活動について情報を得たり、参加・体験したりする機会が充実している」が3割を下回っており、今後充実が必要であるといえます。

第3節 関係団体アンケート調査からみる現状

福祉に関係する団体や分館の現在の取組や抱えている課題、地域福祉を推進するために必要だと考えること等を把握し、計画における施策の立案等に活用することを目的に実施しました。

■調査の概要■

【福祉関係団体】

調査対象	主に町内で活動している福祉関係団体
実施方法	里庄町健康福祉課を通じての配布・回収
実施期間	令和4年6月27日（月）～令和4年7月25日（月）
回収結果	配付数 10 件 有効回収数 7 件 有効回収率 70.0%

【分館】

調査対象	町内の 37 分館
実施方法	里庄町健康福祉課を通じての配布・回収
実施期間	令和4年6月27日（月）～令和4年7月29日（金）
回収結果	配付数 37 件 有効回収数 31 件 有効回収率 83.8%

■設問の概要■

【福祉関係団体】

番号	質問の分類
1	団体のことについて
2	団体が取組んでいる地域活動（地域で行う公益的活動）について

【分館】

番号	質問の分類
1	分館での活動について

■調査結果の見方■

- 「n」は「number」の略で、比率算出の母数を示しています。
- 複数回答の場合、図中に MA（＝いくつでも回答可）または 3LA（＝3つまで回答可）と記載しています。また、不明（無回答）はグラフから除いている場合があります。
- 「無回答」「その他」は上位項目から除いている場合があります。

■調査結果(福祉関係団体)■

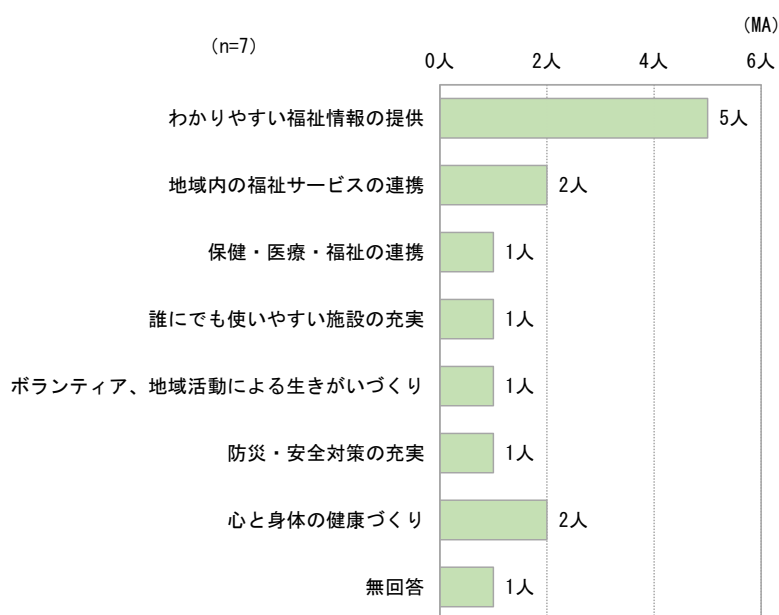
問5-1 普段活動されている中で、地域の人々から日常の困りごと、地域の問題などを聞くことがありますか。あればどのような内容ですか。

- 買い物に出かけたいが車がないので出られない。運動がしたいが体がついていかない。
- 生活全般。
- 「今は一人で会場まで行かれているけど、困難になったらどこに連絡したらいい？」等。
- 特定健診受診を希望したいが、移動の方法がなく、受診しない。
- 地域の活動で参加者が同じ人になってしまう。いかにして不参加者に進んで参加してもらえるか。家族構成がわかりにくい。(老人クラブ員の加入促進)

問5-3 地域の人々の日常の困りごとや地域の問題に対応するうえで、困っていること、他の団体に協力してほしいことはどのようなことがありますか。

- 他の団体の内容が入ってこない。団体の内容がわかりやすくなればよい。
- 個人情報の不足。

問6 貴団体等が活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか。

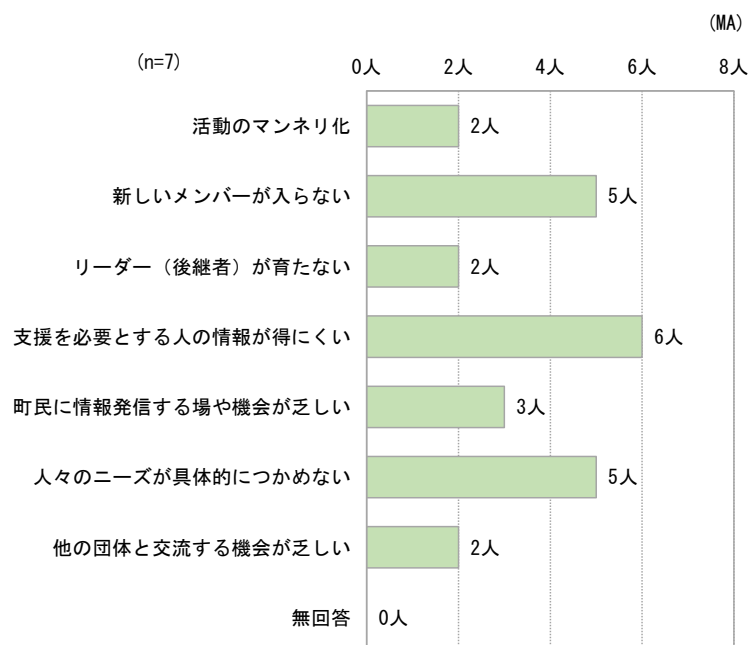


地域の人々から聞く日常の困りごとや地域の問題について、移動手段に関することや、地域活動の参加者の固定化等があげられています。

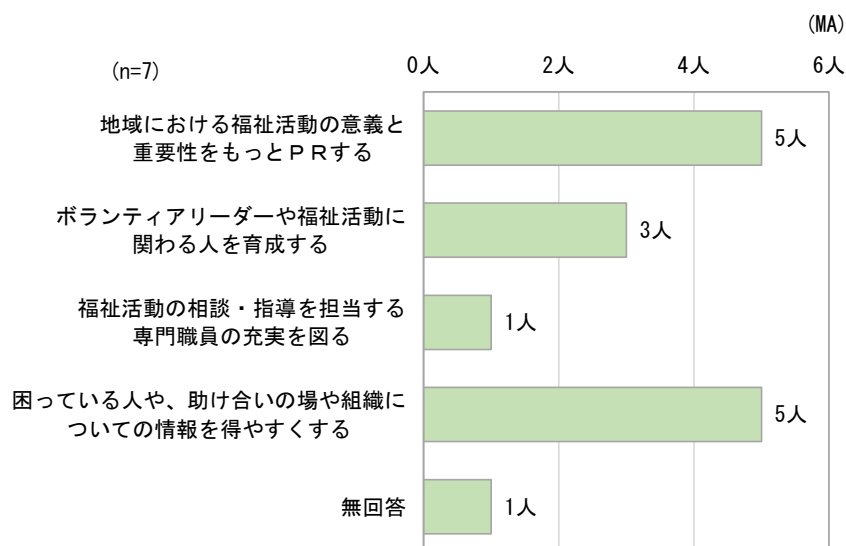
上記であげた問題に対応するうえでは、他団体との連携や情報共有の体制づくりに関することが求められています。

また、地域の問題点や課題について回答があった選択肢をみると、「わかりやすい福祉情報の提供」「地域内の福祉サービスの連携」「心と身体の健康づくり」等があげられています。

問7 貴団体等が地域活動を行ううえで、困っていることはどのようなことですか。



問8 貴団体等が地域活動を行ううえで、地域住民の参加や理解・協力を得るためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。

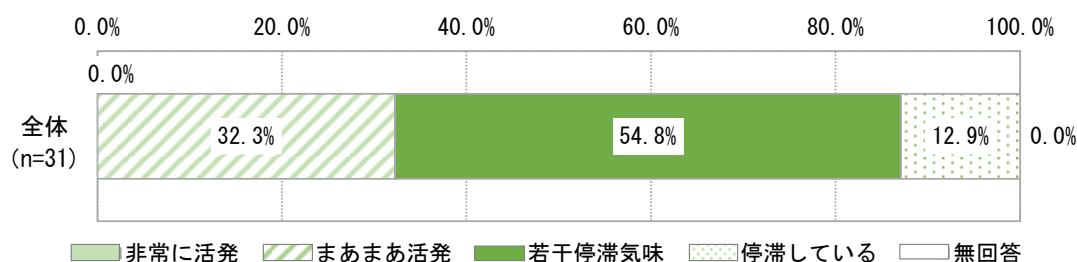


地域活動を行ううえで困っていることは「支援を必要とする人の情報が得にくい」「新しいメンバーが入らない」「人々のニーズが具体的につかめない」等があげられており、担い手の育成や情報収集、共有の体制づくりが求められています。

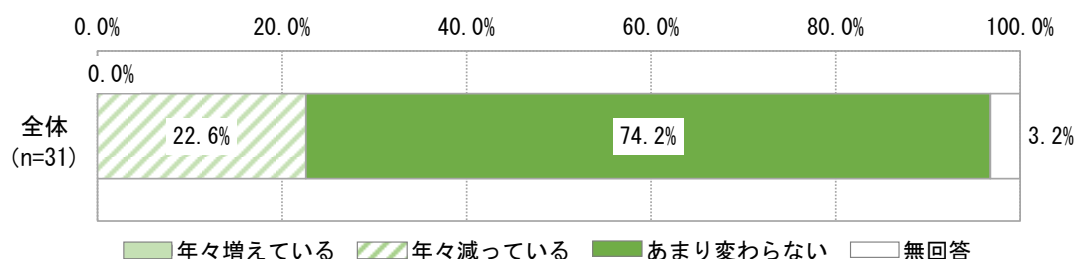
また、地域住民の参加や理解・協力を得るために重要なことをみても、PRや情報提供の体制の充実、人材育成が重要視されています。

■調査結果(分館)■

問3 分館の活動は活発ですか。



問4 分館の活動や行事に対し、住民の参加はどうか。

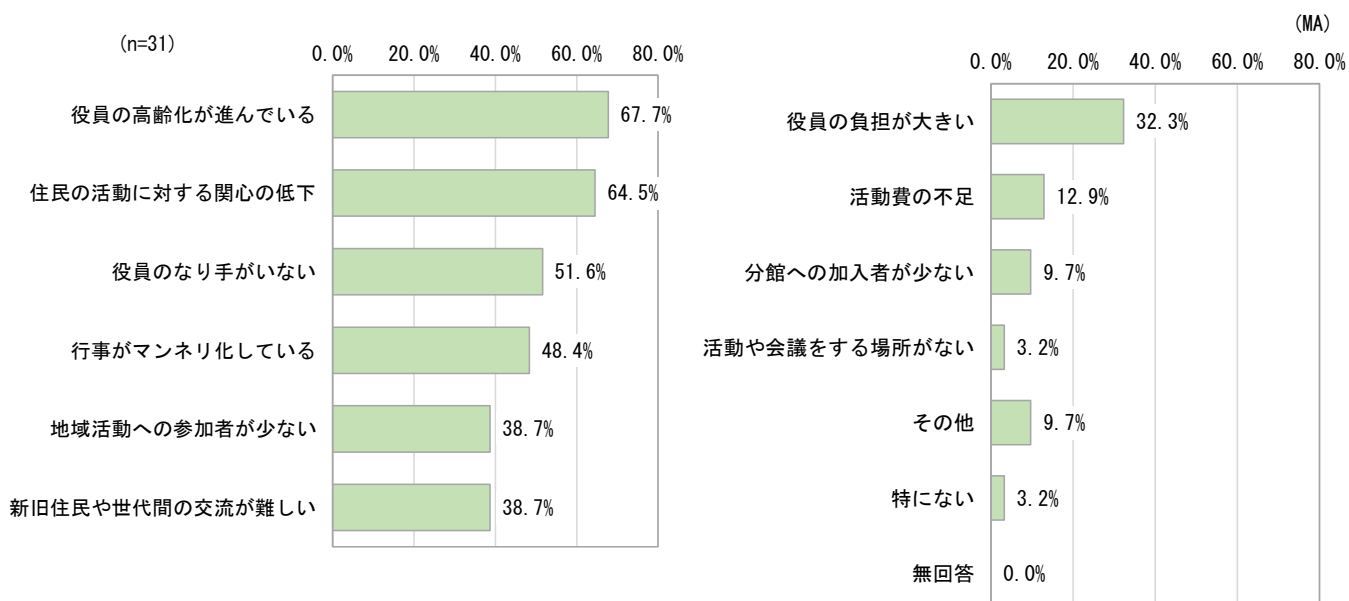


分館の活動について、「若干停滞気味」が54.8%と多くなっています。

また、分館への住民の参加状況について「あまり変わらない」が74.2%と多くなっていますが、「年々減っている」と回答した分館も22.6%みられます。

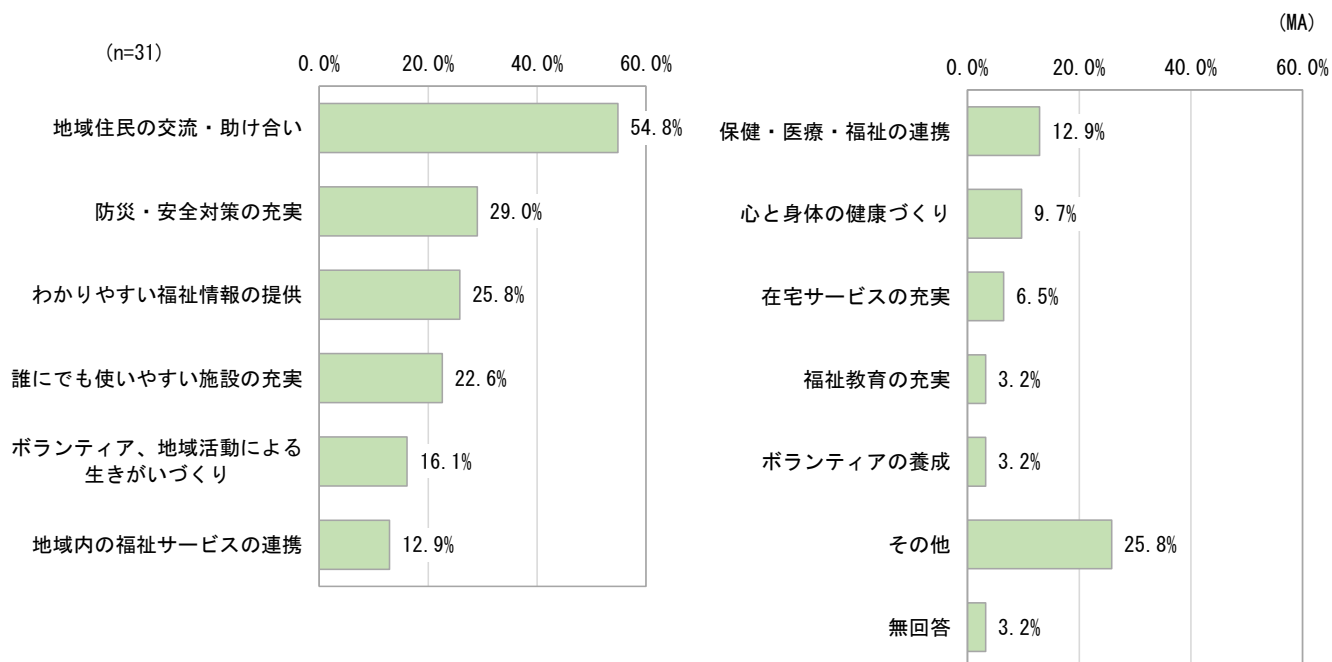
分館活動の活性化に向けた取組を検討する必要があります。

問5 分館の活動を行ううえで、課題は何だと思われますか。



分館の活動を行ううえでの課題について「役員の高齢化が進んでいる」が67.7%で最も多く、次いで「住民の活動に対する関心の低下」が64.5%、「役員のなり手がいない」が51.6%となっています。他にも「行事がマンネリ化している」「新旧住民や世代間の交流が難しい」「役員の負担が大きい」等様々な課題があげられています。

問8 活動を通じて感じる、地域の問題点や課題はどのようなものですか。



地域の問題点や課題では「地域住民の交流・助け合い」が54.8%で最も多く、次いで「防災・安全対策の充実」が29.0%、「わかりやすい福祉情報の提供」が25.8%となっています。

町民同士の交流ができる場を設けるとともに、地域住民が主体的に取り組むことができる環境整備が大切です。また、災害に備えて日頃から準備をするとともに、もしもの時に助け合えるよう、隣近所との関係づくりも必要です。

第4節 計画策定に向けた現状と課題（まとめ）

近年の社会情勢をはじめ、本町における統計データ、町民アンケート調査、関係団体アンケート調査等を踏まえ、取り組むべき課題について整理すると、以下のように大別されます。

現状と課題1

地域の支え合い・助け合いの意識に関すること

- 少子高齢化や核家族化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会構造の変化により、地域の人と人とのつながりが希薄化していく中で、家族の介護力や地域における相互扶助機能が低下しています。また、孤独・孤立や生活困窮、ひきこもり等、従来の公的サービスでは、十分に対応できない問題も顕在化しています。
- 全国的な傾向として、福祉活動の担い手の不足や高齢化が深刻な課題となっています。本町においても例外ではなく、町民アンケートにおいて、町内にある活動のリーダーの発掘や育成が活発であると感じている人は25.8%と低くなっています。福祉活動に関わる人材の育成・確保に向けた取組が必要とされています。
- 町民アンケートにおいて、ボランティア活動をしたことがない人が6割を超えています。ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、一人ひとりの意識の向上を図る必要があります。
- 福祉関係団体アンケートにおいて、地域活動を行ううえで困っていることでは、「新しいメンバーが入らない」があげられており、活動の担い手、後継者不足が問題となっています。地域活動・福祉活動への参加促進を図り、支え合い・助け合いのまちづくりが必要です。
- 町民アンケートにおいて、行事等を通じて、幅広い年齢層での、地域住民同士の交流が活発であるか、住民が気軽に集える拠点（集会所等）があり、交流しやすいかに対し、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）と回答した人はそれぞれ5割を超えています。また、分館アンケートにおいて、地域の問題点や課題では「地域住民の交流、助け合い」が5割を超えています。地域内の交流拠点を設けるとともに、住民自身がこれまで以上に、対話や交流を進め、地域生活課題に取り組んでいくことが重要です。

基本目標1

支え合い・助け合いのまちづくり

- 少子高齢化の中で人口減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化しているため、福祉サービスの提供において、誰もがそれぞれのニーズに合った支援を受けられる支援体制とその支援体制を支える環境の整備（人材の育成・確保等）が重要とされています。また、潜在的に課題を抱えている人にも支援が行き届く仕組みづくりが求められています。
- 町民アンケートにおいて、町の取組として健康や福祉に関する情報がわかりやすいかどうかに対し、『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）と回答した人は約5割となっています。また、健康や福祉に関する相談がしやすいか、利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されているかについてはそれぞれ約4割となっています。誰もが必要な情報を簡単に得ることができるよう、情報提供のあり方を検討するとともに、相談支援体制や福祉サービスの更なる充実に向けて、サービス提供体制の強化や質の向上に向けた取組を推進していくことが重要です。
- 町民アンケートにおいて、生活についての相談先（家族や親戚以外）では、「友人・知人」が6割を超えて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、健康福祉センター、地域包括支援センター、町の相談窓口や職員がそれぞれ1割未満となっています。一方で、「相談できる人が身近にいない」と回答した人が約1割となっており、困りごとを抱えた人が、誰かに相談できるまちづくりが必要です。また、隣近所など身近なところで解決できること、専門機関へのつながりが必要なことなど様々な困りごとがある中で、適切な支援に結びつくことができる体制整備が求められています。
- 福祉関係団体アンケートにおいて、地域活動を行ううえでの困りごとでは、「支援を必要とする人の情報が得にくい」「人々のニーズが具体的につかめない」の回答が多くなっています。情報提供を行うだけでなく、町民の抱える困りごとやニーズをキャッチするためのアウトリーチ等の支援が重要です。
- 分館アンケートにおいて、地域の問題点や課題では、「地域内の福祉サービスの連携」「保健・医療・福祉の連携」等があげられています。多様な団体・サービス提供者の連携強化を図り、包括的に支えるまちづくりが必要です。



基本目標2

一人ひとりの生活を包括的に支えるまちづくり

- 近年の自然災害の発生状況から、災害に対する町民の意識は高まっています。町民アンケートにおいても、近所付き合いの中で手助けしてほしいことでは「災害時の避難」、「安否確認の声かけ」などのニーズが高くなっています。災害時の備えとして、地域における防災訓練の実施やその参加促進等、平常時からの取組が必要とされています。
- 町の現状として、高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人は増加傾向となっています。また、今後、更なる高齢化に伴い認知症高齢者の増加も予想されます。認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、財産管理や日常生活上の援助等、権利擁護に関する支援や相談に対応できる体制づくりが必要とされています。
- 町民アンケートにおいて、本町に住み続けたいと思わない理由では、「買い物などの日常生活が不便である」「交通の便がよくない」「医療や福祉が充実していない」の占める割合が高くなっています。また、町内で優先的に解決が必要と思う課題について「里庄町内の移動手段（公共交通等の確保）」「災害時の対応や備え」が上位となっています。公共施設等のバリアフリー化の推進、交通手段についての見直しや新たな移動手段の検討、災害時の対応策の強化等、安心して暮らせる環境の整備が必要とされています。
- 町民アンケートにおいて、再犯防止に関する広報・啓発活動の取組である「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあるかについて、「両方とも聞いたことがない」が4割近くを占める結果となっており、周知が進んでいない状況となっています。また、再犯をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由として、「自分や家族の身に何か起きないか不安」「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからない」「具体的なイメージがわからない」等が上位となっており、町民への犯罪をした人に対する理解促進と再犯防止に関する取組の周知が必要とされています。
- 誰もが安心できる生活を送るために、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の充実、虐待やDV等の早期発見や迅速な対応に向けた地域や関係機関との連携強化が求められています。また、多様性を尊重し、安心して暮らせるまちづくりの推進が求められています。

基本目標3

いつまでも安心して暮らせるまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町のまちづくりの指針となる「第4次里庄町振興計画」では、将来像を「子どもの元気な声が響きみんなの笑顔があふれるまち」とし、保健・医療・福祉分野のまちづくりの政策として、「元気でいきいきと暮らせるまち」を掲げ、各分野の連携の充実強化や支え合い・助け合いの地域づくりを推進しています。

本計画では、本町の最上位計画である「振興計画」の考え方を基盤としながら、“地域共生社会の実現”と“地域福祉の推進”を目指しています。

人と人のつながりが薄れつつある現在において、高齢者や子ども、障がいのある人など、地域で暮らす人々が地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての町民が住み慣れた地域や家庭の中で、共に「支え合い」・「助け合い」、お互いに思いやりの心を持つことがますます重要となっています。

町民一人ひとりが地域福祉の担い手となって、分館、関係団体、事業所、社会福祉協議会、町等、地域を構成するみんなが「つながり」、それぞれの役割を果たしながら、様々な「あい」があふれ、人も地域も「元気」なまちを目指し、本計画では「みんなでつながり、元気と“あい”があふれるまち里庄町～であい ふれあい ささえあい たすけあい 地域愛のあふれたまちづくり～」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進や包括的な支援体制の構築に取り組めます。

基本理念

みんなでつながり、元気と“あい”があふれるまち里庄町
～であい ふれあい ささえあい たすけあい 地域愛のあふれたまちづくり～

第2節 計画の基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を定め、地域福祉の推進に努めます。

基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり

地域福祉を推進していくうえでは、福祉意識の向上と支え合い・助け合いのまちづくりが大切です。町民一人ひとりの支え合い・助け合いの意識の向上を目指すために、出会い・ふれあいの交流の場や居場所づくり、活動の拠点となる場所づくり等の推進を図ります。また、分館等の地域活動やボランティア活動の活性化とその活動を支える人材や、福祉活動の担い手の確保・育成を推進します。

基本目標2 一人ひとりの生活を包括的に支えるまちづくり

誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、町民が抱える複合的な課題や多様な福祉ニーズを包括的に受け止め、生涯を通じて切れ目なく支援を受けられる体制を整備していくことが重要となります。そのために、福祉サービスの充実を図るとともに、地域・町・福祉関係機関等による地域福祉のネットワークの構築を推進します。

また、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できるよう、相談支援の充実や包括的な支援体制の整備に努めます。さらに、適切な福祉サービスが選択できるよう多様な媒体を活用し、情報提供の充実に努めます。

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

町民の誰もが住み慣れたまちで安全で安心して暮らし続けられるよう、防災対策をはじめ、住宅、交通、生活、防犯等の環境整備を図ります。また、権利擁護の普及啓発や虐待・DVの防止等、町民一人ひとりの人権を尊重する支援を推進します。

さらに、再犯防止に関する取組の推進に向けて、周知・啓発を行うとともに、再犯防止に関する団体への支援を行います。

第3節 計画の体系

【基本理念】

くであい ふれあい ささえあい たすけあい 地域愛のあふれたまちづくり
みんなでつながり、元気と“あい”があふれるまち里庄町

【基本目標】

支え合い・助け合いの
まちづくり

一人ひとりの生活を
包括的に支えるまちづくり

いつまでも安心して
暮らせるまちづくり

【基本施策】

支え合い・助け合いのまちづくり

福祉意識の向上

福祉活動の担い手の育成

包括的な支援体制の構築

連携・協働による福祉の
まちづくり

福祉サービスの充実

住み続けられる環境の整備

防災・防犯対策の推進

権利擁護の推進

再犯防止の推進
(里庄町再犯防止推進計画)

第4章 施策の展開

基本目標1 支え合い・助け合いのまちづくり

関連するSDGs



(1) 支え合い・助け合いのまちづくり

支え合い・助け合いのまちづくりを推進するため、町民がお互いに顔の見える関係づくりが進むよう、あいさつ・声かけの大切さを周知します。

また、地域の支え合い・助け合い活動や地域福祉活動の活性化のため、支援が必要な高齢者や障がいのある人及び子育て家庭等を地域で支援する活動の拡大を図るとともに、分館や老人クラブ等の地域福祉活動を担う団体への支援を行います。

なお、新たな感染症が発生した場合の今後の地域福祉活動については、感染拡大防止の観点から、国や県などの指針に留意しながら地域福祉を推進できるよう支援します。

① 地域の支え合い・助け合い活動の推進

○地域の中での積極的なあいさつ・声かけから、高齢者や障がいのある人、子育て家庭等、日常的な支援を必要としている人に対して、隣近所等の身近な支え合い・助け合い活動を活性化します。

○障がいのある人や難病を患っている人等が災害時や日常生活の中で困った際にSOSを出しやすくなるような環境をつくるため、日頃から出会い・ふれあいの交流の場を設けるとともに、障がいや病気の特性について理解を深めることができるよう支援します。

関連事業	担当課または事業実施団体
コミュニティ助成事業	企画商工課
生活支援体制整備事業	地域包括支援センター
地域福祉ふれあいサロン事業	社会福祉協議会

② 地域の見守り体制の確保

○誰もが地域の中で孤立することなく、自分らしく暮らしていくために、身近に暮らしている支援を要する人や児童等の異変や課題に気がつき、民生委員・児童委員や関係機関につながるなど、早期発見・早期対応ができる見守り体制づくりを推進します。

○民生委員・児童委員、関係機関・団体、町、町民が協働して、子どもから高齢者まで日常的な見守り活動を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町見守りシール交付事業	地域包括支援センター
里庄町認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	地域包括支援センター
地域支援サポーター養成・活動事業	地域包括支援センター
防犯パトロール	企画商工課／教育委員会
子ども110番	教育委員会

③ 分館活動等への支援

○地域福祉活動の活性化や参加促進を図るため、最も身近な地域活動の拠点である分館や老人クラブ活動への支援を行います。

○地域の実情に合った活動を支援するとともに、模範的な取組については情報を各地区で共有し、工夫した活動が行えるよう支援します。

関連事業	担当課または事業実施団体
公会堂整備事業費補助金事業	企画商工課
コミュニティ助成事業	企画商工課
老人クラブへの支援	健康福祉課／社会福祉協議会
地域介護予防活動支援事業	地域包括支援センター

④ 身近な地域での社会参加と交流の促進

○既存の施設や事業等を活かし、誰もが気軽に立ち寄り、出会い・ふれあい、交流できる地域の居場所づくりや多様な地域活動を地域や関係機関との連携により推進します。

○各地域の課題を町民と町の協働のまちづくりによって解決する「地域力」の向上を図るため、地域生活課題をテーマとした学習機会を設ける等、町民が様々な地域活動に積極的に参加しやすい環境整備を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
老人クラブへの支援	健康福祉課／社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば「げんキッズ」）	健康福祉課／社会福祉協議会
地域活動支援センター事業	健康福祉課
こすえ会への支援	健康福祉課
里庄町青少年健全育成「未来（あした）の会」	教育委員会
生活支援体制整備事業	地域包括支援センター

（２）福祉意識の向上

地域福祉活動への参加を促進するため、地域福祉活動の更なる周知を図るとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の理念の普及に努め、町民一人ひとりが地域福祉への理解と関心を高める取組を推進します。

また、高齢者や障がいのある人等への理解を深める福祉教育等を充実させ、町民の福祉意識の向上を図ります。

① 福祉教育の推進

○学校や関係団体、地域が連携し、高齢者や障がいのある人、幼児等との交流事業や体験学習を実施します。また、高齢者や障がいのある人、子育て家庭への支援等についての学習機会を提供し、福祉の心の向上を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
町広報紙、ホームページ等の広報媒体による情報提供	健康福祉課／社会福祉協議会 ／教育委員会
手話奉仕員養成事業	健康福祉課／社会福祉協議会

② 地域福祉活動に関する情報提供の充実

○地域福祉活動の必要性や活動内容、活動の実施場所等を、広報紙やホームページ等を通じて広く周知し、情報提供に努めます。

関連事業	担当課または事業実施団体
町広報紙、ホームページ等の広報媒体による情報提供	健康福祉課／社会福祉協議会

(3) 福祉活動の担い手の育成

ボランティア参加のきっかけづくりやボランティア活動の活性化が求められていることから、地域福祉に関わる人材養成講座への参加促進やボランティア・NPO等の発足に向けた相談等の支援に取り組めます。また、町民一人ひとりが地域社会の一員として、主体的に地域に関わることができる体制を整備し、福祉活動の新しい担い手の確保に努めます。

① 地域福祉活動を担うリーダーの育成

- 地域福祉活動を担うリーダーをはじめとする多様な人材の育成のため、養成講座等を実施するとともに団体への支援を行います。
- 地域活動の担い手の高齢化により、活動の継続が難しい団体もある中、元気で意欲のある高齢者をはじめ、意欲・関心のある人を地域活動へと結びつける取組を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
手話奉仕員養成事業	健康福祉課／社会福祉協議会
地域支援サポーター養成講座・活動事業	地域包括支援センター
生活支援サポーター養成講座	地域包括支援センター
認知症サポーター養成講座	地域包括支援センター
通所付添サポート事業	地域包括支援センター

② ボランティア・NPO等活動の活性化

- ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、社会福祉協議会と連携し、各種取組を支援します。
- ボランティア・NPO等活動に意欲・関心を持ちながらも実践に結びついていない、潜在的な人材の発掘に取り組むとともに、継続した活動ができるよう、運営上の困りごと等に対し解決に向けた支援を行います。
- ボランティア・NPO等の活動場所の提供や団体の構成員の確保に向けた情報発信を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
防犯パトロール	企画商工課／教育委員会
子ども110番	教育委員会
介護予防に関するボランティアの養成	地域包括支援センター
里庄町ボランティアセンター	社会福祉協議会
チョボラ・ジュニアの会	社会福祉協議会

③ 民生委員・児童委員活動への支援

○民生委員・児童委員の役割や活動内容について広く周知します。また、民生委員・児童委員が活動する中での相談や見守り等、対応についての悩みや困難事例による負担の解消を図りながら、民生委員・児童委員活動を支援します。

■基本目標1における5年後までの評価指標■

指 標	現状値	目標値
ふれあいいきいきサロン設置数	36 箇所	37 箇所
ボランティア参加者数 (つばき会、子育て支援ボランティアフレンズ、チョボラ・ジュニアの会等の参加者)	227 人	370 人
地域支援サポーター登録者数	77 人	100 人
通所付添サポーター登録者数	14 人	37 人
手話奉仕員登録者数	17 人	30 人
「通いの場」開催箇所数	22 箇所	37 箇所

■参考：アンケート結果からみる現状■

項 目	現状値
ボランティア活動をしたことがある町民の割合 ※町民アンケートで、ボランティア活動をしていると回答した人の割合 (『活動している』(「現在活動している」＋「以前活動したことがある」) の割合)	31.8%

基本目標2 一人ひとりの生活を包括的に支えるまちづくり

関連するSDGs



(1) 包括的な支援体制の構築

近年、孤独・孤立、ダブルケア、8050問題、生活困窮等の問題が複雑化・複合化しており、これまでの高齢者、障がいのある人、子ども、生活困窮者といった属性別の支援体制では対応が困難な状況となっています。このような現状に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制の充実を図るとともに、国が示す新たな事業である重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れた体制の構築を図る必要があります。

また、地域福祉が推進されるためには、福祉サービスをはじめ、相談窓口や民生委員・児童委員、ボランティア等の地域における活動、地域資源等の情報を、年齢や障がいの有無等に関わらず誰もがスムーズに、確実に得られる環境が大切です。そのため、広報紙をはじめとする様々な情報媒体を用いて、わかりやすい情報提供の充実に取り組めます。

① 情報提供・相談支援体制の充実

- 複雑で多岐にわたる福祉の相談内容に対し、属性や世代、分野等にとらわれない一体的な相談ができる窓口を拡充します。
- 専門職・関係機関などによる専門的な相談につなげることができるよう支援します。
- 高齢者や障がいのある人など、誰にでもわかりやすい情報提供を心がけるとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣をするなど、情報のバリアフリー化を推進します。
- 広報紙やパンフレット、ホームページ、SNS等を活用して積極的な情報発信を行うとともに、関係機関や団体等との情報を共有し、効果的な情報提供を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町子育て世代包括支援センター	健康福祉課
子ども家庭総合支援拠点	健康福祉課
包括的支援事業（総合相談業務）	地域包括支援センター
公共施設、イベント会場での普及啓発	関係各課
広報媒体を活用した啓発活動	関係各課

② 地域生活課題や支援を必要とする人の早期発見

○積極的なアウトリーチを行い、いつでも気軽に相談できる体制を構築するとともに、各種福祉サービスにつなげられるよう相談窓口と各機関との連携を強化します。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町子育て世代包括支援センター	健康福祉課
子ども家庭総合支援拠点	健康福祉課
妊産婦保健指導	健康福祉課
乳児全戸訪問事業	健康福祉課
乳幼児健康診査	健康福祉課
妊婦面接、マタニティ教室	健康福祉課
里庄町産後ケア事業	健康福祉課
生活支援体制整備事業（地域支えあい推進員活動）	地域包括支援センター

③ 生活困窮者等への支援の充実

○生活困窮者の自立の促進を図るために、相談等の支援を実施します。

○関係機関の狭間で適切な支援が行われないといった事例を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげることができるよう、支援会議の設置を検討するなど、情報共有の体制づくりを進めます。

関連事業	担当課または事業実施団体
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会

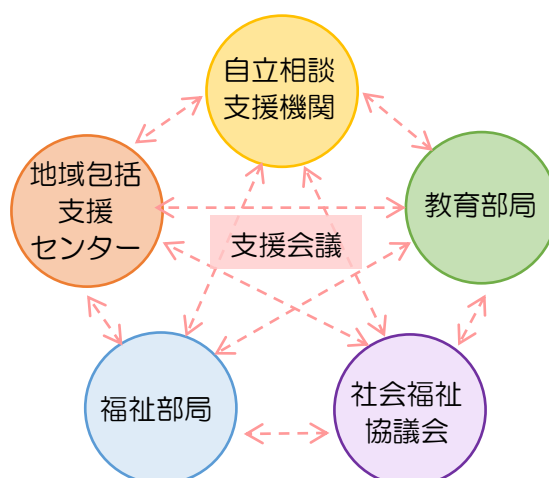


コラム「支援会議」とは

生活困窮者自立支援法の改正（平成 30 年 10 月 1 日施行）により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができ、支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うものとされています。（福祉事務所未設置の町村は、各町村の裁量により支援会議を組織することが可能。）

支援会議の構成員には守秘義務が設けられており、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報共有等を行うことが可能となります。

■支援会議のイメージ■



④ 包括的支援体制の整備

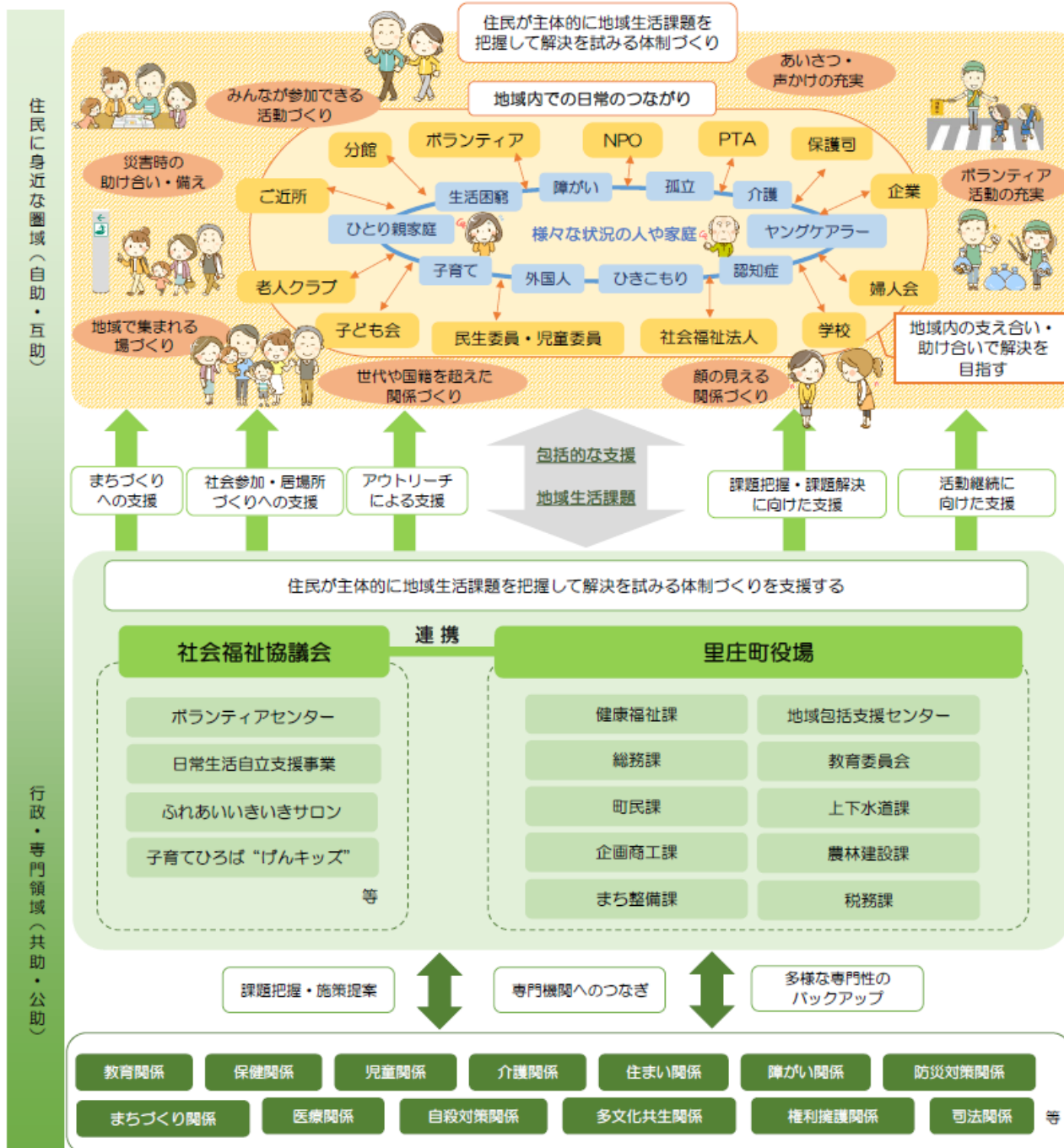
○多様な主体が連携し、課題を抱える人を早期に発見し、支援を行う体制づくりをはじめ、若者世代など、これまで支援が届かなかった人へのアプローチも含め、複合的な問題を抱えながら支援を受けられないでいる人の問題解決と自立した生活基盤の構築に向けた支援の充実を図ります。また、関係各課や関連機関などと連携し、複合的な困難事例に対する相談・支援体制の強化に努めます。

○庁内協議や関係機関との連携会議を実施し、重層的支援体制整備事業の実施を視野に入れた体制づくりを検討します。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町子育て世代包括支援センター	健康福祉課
子ども家庭総合支援拠点	健康福祉課
地域包括ケアシステムの構築	地域包括支援センター
日常生活自立支援事業	社会福祉協議会

■包括的な支援体制のイメージ■

本町では、地域共生社会の実現のため、町民、地域福祉に関わる団体、地域の専門機関、町などが一体となり、町全体で地域生活課題の解決に取り組む包括的かつ重層的な支援体制を整備します。



（２）連携・協働による福祉のまちづくり

地域福祉活動に取り組む様々な分野の団体や組織が連携し、協働して取り組んでいくことのできる体制づくりに向けて、団体間で各々の活動内容についての情報交換ができる場を構築します。また、地域の困りごとや地域活動の実態の「見える化」を図ることで、地域に関心を持つ人が増えて、多様な主体と支え合い・助け合いながら連携・協働する福祉のまちづくりを推進します。

① 多様な主体による地域福祉活動の推進

- 町民、ボランティア、関係団体、企業、町等が協働で行う地域福祉活動を支援します。
- 地域の相談機能や支援体制の強化に向けて、民生委員・児童委員や関係団体、専門機関、学校、警察、病院等の様々な機関が地域生活課題に対する情報交換ができる機会を検討します。
- 一般企業等の福祉関係者以外の団体でも、気軽に福祉活動が行えるように、民間組織からの相談を受け付けるとともに、多様な団体と交流を深めることができる体制の構築を目指します。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町ボランティアセンター	社会福祉協議会

② ボランティア団体の連携・交流

- ボランティア団体同士の連携や交流の促進に向けて、町内におけるボランティア団体等の情報収集に努めます。そのうえで、ボランティア団体等が活動に必要な情報を得られるように、里庄町社会福祉協議会のボランティアセンターや関係機関と連携し、意見交換等の機会提供を検討します。

関連事業	担当課または事業実施団体
里庄町ボランティアセンター	社会福祉協議会

③ 国や県、近隣自治体との連携による地域福祉の推進

- 国、県、広域、近隣自治体と連携しながら、地域福祉に関する施策を進めます。また、より効果的に施策を実施するため、広域連携による取組を積極的に推進します。

関連事業	担当課または事業実施団体
要保護児童対策地域協議会	健康福祉課

(3) 福祉サービスの充実

地域における切れ目のない支援を提供するため、子ども、高齢者、障がいのある人をはじめ、生活困窮者や地域で様々な生活課題を抱える人に向けた施策の充実に取組みます。

また、利用者の立場に立った福祉サービスの提供に向けて、サービス提供事業者への支援や研修会の実施、参加促進に取り組む等、各サービスの質の向上を図ります。

① 子育て支援の充実

- 「里庄町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代包括支援センターの機能充実、利用ニーズに応じた放課後児童クラブの整備等、地域における子育て支援の充実に取組みます。
- 保育相談や、かるがも教室を開催し、親同士の交流を図るとともに、赤ちゃん訪問などを通じて、子育てについてのアドバイス等を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば「げんキッズ」）	健康福祉課／社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業（託児サービス（一時預かり）事業）	健康福祉課／社会福祉協議会
里庄町子育て世代包括支援センター	健康福祉課
妊婦面接、マタニティ教室	健康福祉課
かるがも教室（育児学級）	健康福祉課
里庄町子育てガイドの発行	健康福祉課
里ちゃん子育てアプリ（母子手帳アプリ）の運営	健康福祉課
里庄町産後ケア事業	健康福祉課
乳幼児の保育相談	健康福祉課
乳児全戸訪問事業	健康福祉課
要保護児童対策地域協議会・子ども家庭総合支援拠点	健康福祉課
教育相談員配置事業	教育委員会
学校生活支援員事業	教育委員会
さとしょう未来塾（里ちゃん寺子屋、里ちゃんチャレンジ・ワールド）	教育委員会

コラム 「地域子育て支援拠点事業(子育てひろば「げんキッズ」)」とは

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば「げんキッズ」）では、託児サービス（一時預かり）事業を行っています。保護者が出産、病気、冠婚葬祭、通院、習い事、ショッピング、美容院、育児による心理的・身体的負担等の様々な理由により、一時的に家庭で子どもの保育が困難になった場合に利用できます。また、保育園の待機児童に対しても支援を行っています。

子育てに不安や悩みを抱えている保護者の相談支援を行えるよう、今後は新たなサービスの創出を目指します。また、核家族化やひとり親世帯への対応として、地域支援を通して、各家庭と地域をつなげていけるような取組を行います。

② 高齢者福祉施策の充実

- 「高齢者保健福祉計画・里庄町介護保険事業計画」に基づき、地域における健康づくり、介護予防の推進や地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は今後さらに増加することが見込まれているため、認知症予防や早期発見・早期対応、相談事業等、本人やその家族に対する支援の充実を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
高齢者等配食サービス事業	健康福祉課／社会福祉協議会
里庄町介護力アップ事業費補助金交付事業	健康福祉課
住宅改造費の助成	健康福祉課
高齢者等緊急通報装置給付等事業	健康福祉課
家族介護用品支給事業	健康福祉課
里庄町見守りシール交付事業	地域包括支援センター
地域介護予防活動支援事業（元気アップ教室／いきいき体操）	地域包括支援センター
地域支援サポーター養成講座・活動事業	地域包括支援センター
介護予防把握事業	地域包括支援センター
介護予防普及啓発事業（脳トレ教室）	地域包括支援センター
認知症サポーター養成事業	地域包括支援センター
包括的支援事業（総合相談業務）	地域包括支援センター

③ 障がい者施策の充実

- 「里庄町障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある人が身近な地域で生活できるよう、障がい福祉サービス基盤の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行います。
- 障がいのある人等の活動場所や交流場所を提供し、就労につながる様々な機会の提供を行い、社会参加や生きがいづくりの推進を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
手話奉仕員養成事業	健康福祉課／社会福祉協議会
手話動画の更新	健康福祉課
発達障害者支援コーディネーターの配置	健康福祉課
精神保健事業	健康福祉課

④ 健康づくりの推進

- 「健康里庄 21～みんなで助け合えるまちづくり～」に基づき、乳幼児から高齢者まで、地域での健康づくりを推進します。また、誰もが孤独や孤立、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、こころの健康づくりに関する周知啓発を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
ゲートキーパーの養成	健康福祉課
こころの健康相談	健康福祉課
保健師の訪問指導・健康相談	健康福祉課
乳幼児の保育相談	健康福祉課
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課
個別健康教育	健康福祉課
健康体操教室	健康福祉課
糖尿病性腎症重症化予防事業	健康福祉課

⑤ 福祉サービスの質の確保

○多様化・複雑化する相談に対し、相談業務等福祉サービスに従事する者が専門性を発揮し、資質の向上を図れるよう、各種研修等の支援や、福祉サービス事業者への各種研修等の周知を積極的に行います。

■基本目標2における5年後までの評価指標■

指 標	現状値	目標値
手話奉仕員登録者数	17 人	30 人
認知症サポーター登録者数	696 人	900 人
認知症カフェ箇所数	1 箇所	3 箇所
生活支援体制整備事業（協議体数）	1 団体	5 団体

■参考：アンケート結果からみる現状■

項 目	現状値
健康や福祉に関する情報がわかりやすいと思う市民の割合 ※市民アンケートで、健康や福祉に関する情報がわかりやすいと回答した人の割合（『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）の割合）	49.3%
健康や福祉に関する相談がしやすいと思う市民の割合 ※市民アンケートで、健康や福祉に関する相談がしやすいと回答した人の割合（『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）の割合）	44.4%
利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されていると感じている市民の割合 ※市民アンケートで、利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されていると回答した人の割合（『そう思う』（「そう思う」＋「まあそう思う」）の割合）	44.7%

基本目標3 いつまでも安心して暮らせるまちづくり

関連するSDGs



(1) 住み続けられる環境の整備

誰もが安心して、快適な日常生活を営むとともに、自らの意思で自由に行動でき、積極的に社会参加できるよう、生活道路や公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れたやさしいまちづくりを推進します。

また、高齢化の進行や自動車運転免許証返納に伴い、自分の力だけで移動ができない人が増加することが予想されるため、高齢者をはじめ、移動に困難を感じる人のニーズに対応した交通環境の整備を図るとともに、地域に暮らすすべての人が安心して住み続けられるよう、居住環境の整備を図ります。

① バリアフリーのまちづくりの推進

○すべての人が住みやすいまちづくりを目指し、道路、駅、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を推進します。

○地域の要望や町民からの通報等による修繕箇所について、迅速に対応し、安全・安心な環境維持に努めます。

関連事業	担当課または事業実施団体
バリアフリーの推進	関係各課

② 公共施設・地域公共交通の整備

○民間事業者との連携を図り、町民のニーズに対応した公共施設や地域公共交通の整備を図ります。

○タクシー料金助成事業については、利用者数の増加を見込みながら事業の推進を図ります。
また、タクシー以外の代替手段による施策についても町全体で検討し、新たなサービスの創出を目指します。

関連事業	担当課または事業実施団体
高齢者タクシー料金助成事業	企画商工課
移動支援事業	健康福祉課

(2) 防災・防犯対策の推進

台風や地震などの自然災害の発生や感染症の拡大は、すべての町民に大きな被害を及ぼす可能性があります。そのため、平常時から災害時に対する心構えを周知し、感染症対策への厳重な対応を図ることで、災害・感染症に対応した強いまちづくりを推進します。

また、高齢者に対する交通安全の啓発をはじめ、防犯意識の向上や消費生活に関する情報の周知に取組み、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

① 地域の防災活動に対する支援

○地域の自主防災組織や防災士への支援、育成を行うとともに、災害時における町民の協力体制の確立と意識の高揚を図るため、地域で防災避難訓練を実施します。また、防災ハンドブック・防災マップの配布や、戸別受信機、スマホアプリの普及、広報紙、ホームページを活用し、積極的な広報活動を行います。

関連事業	担当課または事業実施団体
自主防災組織・防災士への支援、育成	総務課
防災ハンドブック・防災マップの配布	総務課
防災避難訓練の実施	総務課
災害ボランティア研修会	社会福祉協議会

② 災害時避難行動要支援者への支援

○災害時に支援を必要とする高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者名簿の更新を随時実施し、災害時における個別避難計画の作成を推進します。また、避難行動要支援者が安全に避難できるよう関係機関と連携を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
避難行動要支援者名簿の更新・個別避難計画の作成	総務課／健康福祉課
福祉避難所の確保	総務課／健康福祉課

③ 交通安全・防犯・消費生活活動に対する支援

- 高齢者や子ども等の交通事故や犯罪被害、消費生活におけるトラブルを防止するため、地域における交通安全、防犯、消費生活活動に対する支援を行います。
- 警察や学校、関係機関・団体と連携し体制強化を図るとともに、地域の自主的な活動を支援し、地域ぐるみの見守り活動を推進します。

関連事業	担当課または事業実施団体
高齢者等緊急通報装置給付等事業	健康福祉課
消費生活相談／講座	企画商工課
特殊詐欺対策電話機等の購入補助金事業	企画商工課
防犯パトロール	企画商工課／教育委員会
子ども110番	教育委員会

④ 感染症対策の推進

- 日常生活や地域福祉の推進にあたっては、国や県などの指針に基づいた感染症対策を図ります。
- 今後も感染防止対策に関する情報提供や周知啓発に努め、必要に応じて地域交流活動の見直しや新しい指針に基づいた活動を推進します。
- 感染症発生時に備え、日頃から県や保健所、医療機関等と連携し、地域福祉活動を支援できる体制の整備に努めます。

関連事業	担当課または事業実施団体
感染症予防に関する啓発事業	関係各課

(3) 権利擁護の推進

認知症高齢者や障がいのある人等の判断能力が十分でない人等に対応する成年後見制度の利用促進や障害者差別解消法の普及啓発に取り組めます。

また、多様な人権が尊重されるよう男女共同参画等を推進するとともに、虐待やDVに関する複雑なケースに対応するため、関係機関との連携を図った支援強化に取り組めます。

① 権利擁護事業の普及・啓発

- 障がいを理由とする差別の解消のため、町が行うサービス等における合理的配慮を行うとともに、障害者差別解消法についての周知等を図ります。
- 人権講演会等の人権啓発イベントへの参加者の増加につながるよう、小・中学校へパンフレット等を配布し、人権意識の高揚を図ります。また、里庄町人権教育推進委員会を中心に学校・家庭・地域が協力して様々な場における人権教育を推進します。

関連事業	担当課または事業実施団体
生活保護の相談	健康福祉課
児童虐待防止推進月間（11月）	健康福祉課
人権啓発事業	企画商工課／教育委員会
行政相談・なやみごと相談	企画商工課
人権週間の周知	企画商工課
無料法律相談	企画商工課
人権教育指導者養成講座	教育委員会
いじめ防止対策事業	教育委員会
高齢者・障がい者のための法律相談	地域包括支援センター

② 成年後見制度の利用促進

○成年後見制度を必要とする人が正しく制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークの体制整備を行います。また、協議会等を運営する中核的な機関として笠岡市・里庄町成年後見センターを位置づけ、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的な推進を図ります。

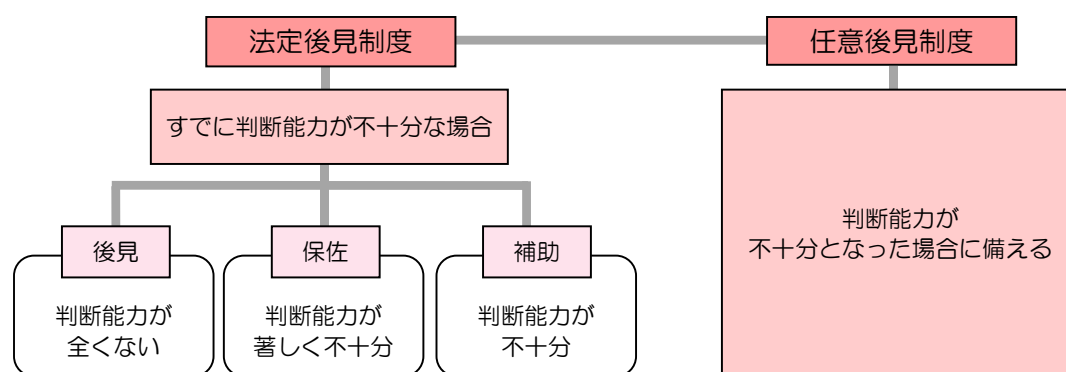
○民生委員・児童委員、地域包括支援センターや地域の見守りボランティア等の連携により、対象者の把握や必要な支援につなぎます。

○認知症や障がい等の理由により判断能力が十分でない人が地域において安心して日常生活を送ることができるように、意思決定の支援をします。

○住民に近い存在である市民後見人の活動を支援します。

関連事業	担当課または事業実施団体
成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センター
認知症初期集中支援推進事業	地域包括支援センター
総合相談	地域包括支援センター
高齢者・障がい者のための法律相談	地域包括支援センター

■ 成年後見制度のイメージ ■





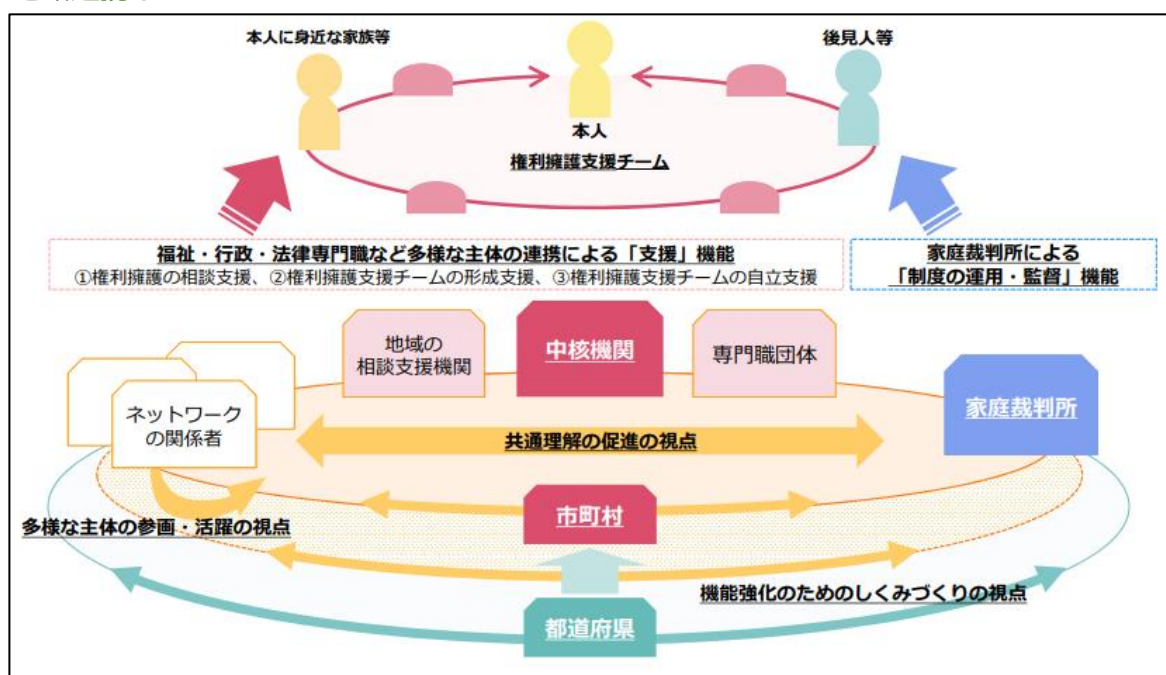
コラム 地域連携ネットワーク及び中核機関の主な役割・機能とは

地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み」のことです。主な役割は下記の3つです。

- ①「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」
- ②「早期の段階からの相談・対応体制の整備」
- ③「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」

また、地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の3つの仕組みからなります。

■地域連携ネットワークのイメージ■



資料：第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要（厚生労働省）

★権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

★協議会

各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。

★中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能がある仕組みです。本町においては笠岡市・里庄町成年後見センターを中核機関に位置づけています。

③ 虐待・DV等の早期発見・早期対応

○虐待やDV防止に向けた啓発活動を充実するとともに、児童、高齢者、障がいのある人の虐待防止に向けた相談体制と関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応ができる体制整備を図ります。

○虐待やDVの被害者のためのサポートとして、心のケアや自立支援を図るとともに、虐待やDVを行った者が抱える課題の解決に向けた支援を実施します。

関連事業	担当課または事業実施団体
DV 対策事業	健康福祉課／企画商工課
児童虐待防止月間の周知	健康福祉課
要保護児童対策地域協議会支援事業	健康福祉課
児童虐待予防事業	健康福祉課／教育委員会
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育委員会

（４）再犯防止の推進（里庄町再犯防止推進計画）

再犯をした人たちは、疾病や障がい、貧困、社会からの孤立など、様々な“生きづらさ”を抱えていることが多く、刑事司法関係機関の取組では限界が生じています。犯罪をした人等（犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人）が、地域社会で孤立することなく自立（自律）して暮らしていくために、関係機関が相互に連携・協力して支援することにより、一人にさせないまちづくりを行います。

① 就労・居住の確保

○岡山県地域生活定着支援センターやハローワーク、生活困窮者自立支援制度、職業適性検査等、国や県及び町の支援制度を活用して、犯罪をした人等の年齢、障がいの程度といった特性に応じ、就労や居住の支援を行います。

② 保健医療・福祉サービス等の利用促進

○更生し、地域で自立した生活を送ろうとする人の様々な課題に対応するため、早期から切れ目のない相談支援に努めます。

○地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう、それぞれの状況を踏まえた保健・医療・福祉等のサービスの提供につなげるとともに、各種サービスについて更なる充実を図ります。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等

- 学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動に取組みます。
- 警察等の協力を得ながら、薬物乱用防止や非行防止等のための教育を推進します。
- ひきこもり、不登校、ニート等、社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える子どもやその保護者等の悩みの早期解決や心の不安を解消するため、学校やスクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を図ります。

関連事業	担当課または事業実施団体
思春期保健対策	健康福祉課／教育委員会

④ 犯罪や非行をした人の特性に応じた効果的な支援の実施等

- 犯罪や非行をした人の中には、家庭環境や経済的な問題、障がい特性、心身の状況の悪化など、様々な背景があります。一人ひとりの特性を把握したうえで、支援機関や関係団体等と情報共有を行いながら立ち直りに向けた支援を実施します。

⑤ 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

- 再犯防止に関する地域の理解促進を図るため、更生保護に関わる団体、分館、民生委員・児童委員、学校、警察等と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報・啓発活動に取組みます。
- 更生保護活動に従事する民間協力者は、それぞれが犯罪の予防と犯罪をした人の立ち直りを支える活動を活発に行うとともに、犯罪のない明るいまちづくりの観点から、青少年の非行防止や子育て支援などの役割も担っています。保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、再犯防止に関わる様々な団体との連携を深め、地域社会で孤立させない継続的な支援を実施します。

関連事業	担当課または事業実施団体
思春期保健対策	健康福祉課／教育委員会
社会を明るくする運動や再犯防止啓発月間の啓発	関係各課



コラム「保護司」とは

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。（法務省 HP より）



コラム「更生保護女性会」とは

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。（法務省 HP より）



コラム「社会を明るくする運動」とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。（法務省 HP より）

■関係機関■

機関名	所在地	電話番号
岡山保護観察所	岡山市北区南方 1 丁目 8-1 岡山法務総合庁舎（2 階）	086-224-5661
岡山刑務所	岡山市北区牟佐 765	086-229-2531
岡山少年鑑別所（おかやま法務少年支援センター）	岡山市南区箕島 2512-2	086-281-1171
おかやま法務少年支援センター（みしま心の相談室）		086-281-1112
岡山少年院	岡山市南区箕島 2497	086-282-1128
岡山地方検察庁	岡山市北区南方 1 丁目 8-1	086-224-5651
岡山地方検察庁倉敷支部（玉島区検察庁）	倉敷市幸町 3-46	086-422-1047
岡山県地域生活定着支援センター	岡山市北区南方 2 丁目 13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO 会館 3 階 岡山県社会福祉協議会内	086-226-2840
更生保護法人 岡山県更生保護協会	岡山市北区南方 1 丁目 8-1	086-223-3455
岡山県更生保護女性連盟	岡山市北区南方 1 丁目 8-1 岡山保護観察所内	080-6319-1200
岡山県保護司会連合会	岡山市北区南方 1 丁目 3-5 8 岡山地方法務局内	086-226-2460

■基本目標3における5年後までの評価指標■

指 標	現状値	目標値
自主防災組織率	67.6%	80.0%
町の交通安全教室参加者数	120 人	170 人
消費生活講座受講者数	100 人	350 人
権利擁護に関する相談件数	119 件	150 件
市民後見人のバンク登録者数	5 人	6 人
人権講演会参加者数	40 人	80 人
人権教育指導者養成講座参加者数	80 人	150 人

■参考：アンケート結果からみる現状■

項 目	現状値
再犯防止に関する広報・啓発活動の認知度 ※町民アンケートで「社会を明るくする運動」または「再犯防止啓発月間」を聞いたことがあると回答した人の割合（『聞いたことがある』（「両方とも聞いたことがある」＋「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある）＋「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある）の割合）	37.8%

第5章 計画の推進にあたって

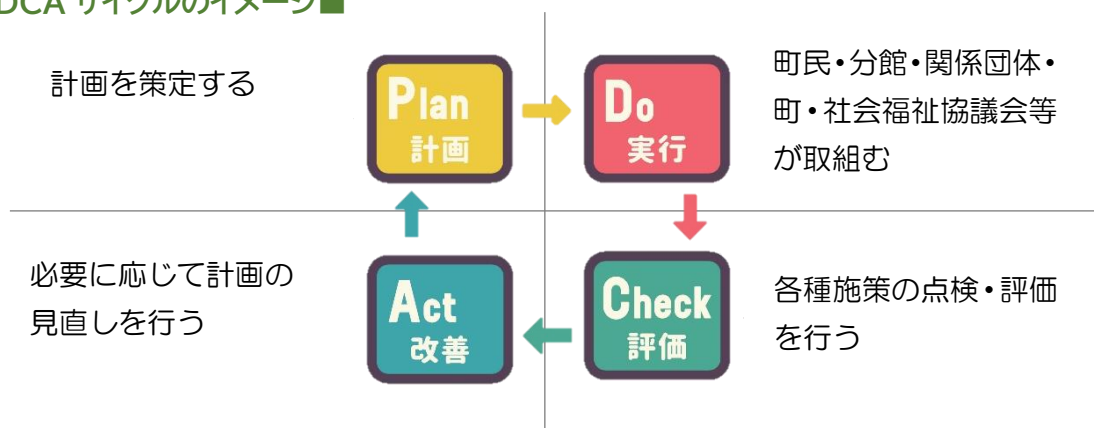
(1) 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、町と社会福祉協議会が連携して各施策の推進を図るとともに、国や県、関係機関等だけではなく、分館、民生委員・児童委員、福祉活動団体、サービス事業者、企業等とも連携を図ります。また、誰もが住み慣れた地域で自立して、生きがいに満ちた生活が送れるよう、それぞれの立場の意見を取り入れながら、地域の生活課題を解決するための情報交換を積極的に行い、町民による地域福祉活動の育成や支援を進めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画を確実に推進するため、定めた数値目標や各施策、事業について、PDCAサイクルを踏まえた進捗管理を行います。（下図参照）また、「里庄町地域福祉計画策定委員会」において計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の進捗状況を把握します。

■PDCA サイクルのイメージ■



(3) 計画の周知・普及

地域福祉を推進するうえで、計画の目指す方向性や取組について計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。そのため、広報紙や町ホームページ等を通じて計画を広く町民に周知し、普及に努めます。

(4) 国・県との連携

地域福祉に関する施策は、国や県の制度に基づいて運営されているものが少なくありません。このため、国・県の新しい動向を注視し、密接に連携を図りながら施策の推進に努めます。

資料編

1. 里庄町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏 名	所 属	選出区分	備 考
中井 俊雄	ノートルダム清心女子大学	学識経験者	委員長
雲井 大智	里庄町民生委員・児童委員協議会	地域関係	
堀 朝子	里庄町愛育委員会	地域関係	
大林 奈緒子	社会福祉法人里庄町社会福祉協議会	地域関係	
横溝 宏美	浅口地区更生保護女性会里庄支部	再犯防止関係	
岡村 咲津紀	里庄町議会	議会関係	副委員長
平野 政子	こずえ会	子ども関係	
平野 模吉	里庄町老人クラブ連合会	高齢者関係	
徳永 稔久	里庄町生活支援コーディネーター	生活支援関係	
遠田 末吉	岡山県身体障害者福祉里庄分会	障がい者関係	
高田 桂子	若草むつみ会	障がい者関係	
村本 めぐみ	笠岡市・里庄町相談支援センター	障がい者関係	

2. 里庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱

里庄町告示第 42 号

里庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 4 年 6 月 7 日

里庄町長 加藤 泰久

里庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき里庄町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、里庄町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定等に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者又は推薦者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

3. 町民アンケート調査票

里庄町の地域福祉に関するアンケート調査 ご協力のお願い

町民の皆様には、日頃から町政の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、里庄町では、現在「里庄町地域福祉計画」の策定を予定しています。

この調査は、今回の計画策定に向けた取り組みのひとつとして、「地域福祉」に対する皆様のお考えやご意見を寄せていただき、計画策定にあたっての貴重な資料とさせていただくために、無作為抽出した18歳以上の町民2,000人を対象に実施しております。

なお、ご記入いただいた調査票を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは一切ありません。

ご多用のところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

令和4年8月

里庄町長 加藤 泰久

= ご記入にあたってのお願い =

■調査結果は、統計的に処理します。ご回答いただいた内容から個人が特定されることは一切ありませんので、ありのままをお答えください。

■この調査は、個人を対象としていますので、封筒の宛名ご本人がご記入ください。
(ご本人が病気等でご記入できない場合は、ご家族がご本人の立場でご記入ください。)

■質問が難しく回答がわからない場合や、文字が小さく読みづらい方、漢字にルビをふった調査票が必要な方は、下記の窓口までお問い合わせください。
また、担当課窓口にて直接のご支援も可能ですので、お気軽に声をおかけください。

■ご記入に際しては、あてはまる番号に○印をつけてください。

■この調査はスマートフォンからでも回答できます。
右のQRコードを読み取ってご回答ください。



■ご記入いただいたアンケートは、同封の返信用封筒に入れ、9月16日(金)までにご投函ください。(切手は不要です)

この調査に関してのお問い合わせは、下記までお願いします。

里庄町役場 健康福祉課 電話 0865-64-7211

(担当：荒川)



調査票を開いていただきありがとうございます！

このページでは、調査票に回答いただくにあたり、「地域福祉」とは何なのか、なぜ求められているのかについてわかりやすく解説します。



地域福祉って何のこと？

「地域福祉」とは、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく幸せに暮らすために、さまざまな生活課題に対して、“地域住民”や“社会福祉関係者”等が、**お互いに協力して課題解決に取り組むこと**です。

一人ひとりの力だけでは解決が難しい課題であっても、みんなが力を合わせることで、解決への可能性が大きく広がります。

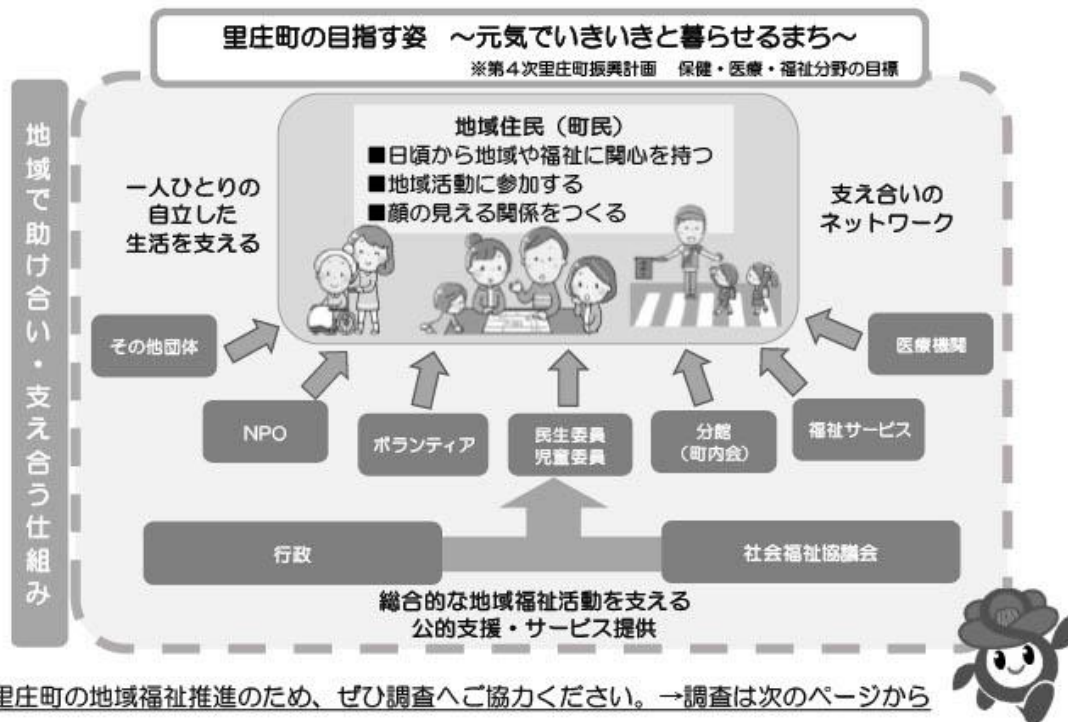
なぜ地域福祉は必要なの？

高齢化による単身世帯の増加や社会的に孤立する人、障がいや子育て等、人々が暮らしていくうえでの課題は色々な分野の課題が絡み合って「複雑化」「複合化」しています。



行政が行う公的な支援だけでは対応できないこれらの課題を解決するために、**地域住民等が協力し、支え合うことが求められています。**

～地域住民等が協力して支え合うイメージ図～



※回答のご記入にあたっては、あてはまる番号に○印をつけてください。

また、各設問の（ ）内に示された数のみ○印をつけてください。

例：（○は1つ）⇒あてはまる選択肢に対し、1つだけに○をつける

あなたご自身のことと暮らしについて

問1 あなたの性別はどれにあてはまりますか。（○は1つ）

- | | |
|--------|------------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
| 3. その他 | 4. 回答したくない |

問2 あなたの年齢はどれにあてはまりますか。（令和4年8月1日現在）（○は1つ）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 18、19 歳 | 2. 20～29 歳 | 3. 30～39 歳 |
| 4. 40～49 歳 | 5. 50～59 歳 | 6. 60～69 歳 |
| 7. 70～79 歳 | 8. 80～89 歳 | 9. 90 歳以上 |

問3 現在どなたと一緒に暮らしていますか。（○は1つ）

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 単身（あなた1人） | 2. 夫婦のみ（あなたと配偶者） |
| 3. 二世世代家族（親子） | 4. 三世代（親と子と孫） |
| 5. その他（ ） | |

問4-1 あなたの現在の職業はどれにあてはまりますか。（○は1つ）

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 1. 学生 | 2. 正規の社員・従業員・職員 |
| 3. 非正規の社員・従業員・職員（パート・アルバイト等） | 4. 自営業及びその家族従業員 |
| 5. 家事専業 | 6. 無職 |
| 7. その他（ ） | |

問4-1で「1」～「4」のいずれかを選んだ方におうかがいします。

問4-2 勤務先（または通学先）はどちらですか。（○は1つ）

- | | |
|---------|---------|
| 1. 里庄町内 | 2. 里庄町外 |
|---------|---------|

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問5-1 あなたのお住まいの地区はどこですか。（○は1つ）

- | | |
|-------|---------------|
| 1. 里見 | 2. 新庄 |
| 3. 浜中 | 4. 新庄グリーンクレスト |

問5-2 あなたは現在の地区に住んでどのくらいになりますか。（○は1つ）

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1. 5年未満 | 2. 5～10年未満 | 3. 10～20年未満 |
| 4. 20～30年未満 | 5. 30年以上 | |

※設問や選択肢に「地域」と出てくるものについては「お住まいの地域」や「身近な地域」のこととしてご回答ください。

お住まいの地域とのかかわり等について

問6 あなたにとって「自分のまち」とは、どの範囲のことをいいますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------------------------------|------------|---------------|
| 1. 隣近所 | 2. 分館(町内会) | 3. 地区(問5-1参照) |
| 4. 小学校の校区 | 5. 里庄町全域 | |
| 6. もっと広い地域(下の①～⑤の中であてはまるものを選んでください) | | |
| ①隣接する市を含む範囲 | ②井笠地域 | ③備中地区 |
| ④岡山県全域 | ⑤その他 | |
| 7. わからない | | |

問7 あなたは里庄町に愛着を持っていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 1. 強く持っている | 2. ある程度持っている | 3. あまり持っていない |
| 4. 全く持っていない | 5. わからない | |

問8-1 あなたは里庄町にこれからも住み続けたいと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1. 住み続けたい | 2. どちらかといえば住み続けたい |
| 3. どちらともいえない | 4. どちらかといえば住み続けたくない |
| 5. 住み続けたくない | |

問8-1で「1」または「2」を選んだ方におうかがいします。

問8-2 住み続けたい理由は何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| 1. 人のつながり(友人や近所付き合い等)がある | |
| 2. 通勤・通学に便利である | 3. 希望する就職先・進学先がある |
| 4. 緑や自然環境が豊かである | 5. 買い物等の日常生活が便利である |
| 6. 交通の便がよい | 7. 医療や福祉が充実している |
| 8. 教育環境・子育て環境がよい | 9. その他() |

問8-1で「3」～「5」のいずれかを選んだ方におうかがいします。

問8-3 住み続けたくない理由は何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| 1. 人のつながり(友人や近所付き合い等)が希薄である | |
| 2. 通勤・通学に不便である | 3. 希望する就職先・進学先がない |
| 4. 緑や自然環境が豊かではない | 5. 買い物等の日常生活が不便である |
| 6. 交通の便がよくない | 7. 医療や福祉が充実していない |
| 8. 教育環境・子育て環境がよくない | 9. その他() |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問9-1 あなたの世帯は分館(町内会)に加入していますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|---------------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ ⇒問9-2へ | 3. わからない |
|-------|---------------|----------|

問9-1で「2」を選んだ方におうかがいします。

問9-2 分館(町内会)に加入していない最も大きな理由は何ですか。(〇は1つ)

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 役員や当番が回ってくるのが面倒 | 2. 活動内容がわからない |
| 3. 加入するメリットを感じない | 4. 会費が高い |
| 5. 分館(町内会)があることを知らない | 6. 加入方法を知らない |
| 7. その他() | |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問10 里庄町内で優先的に解決が必要と思う課題は何ですか。(〇は3つまで)

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 単身高齢者・高齢者のみ・障がいのある人がいる世帯の安否確認 | |
| 2. 里庄町内の移動手段(公共交通等の確保) | |
| 3. 障がいのある人が自立して生活するための支援 | |
| 4. 障がいのある人に対する理解、交流の促進 | |
| 5. 健康づくりへの取り組み(生活習慣病等の予防や早期発見) | |
| 6. 働きながら子どもを育てることができる環境の整備 | |
| 7. 子どものことを相談できる環境の整備 | |
| 8. ひとり親家庭が自立して生活するための支援 | |
| 9. 高齢者、障がいのある人、子ども等の虐待防止 | |
| 10. 犯罪や非行の防止 | 11. 災害時の対応や備え |
| 12. 振り込め詐欺等の消費者被害の防止 | 13. 仕事に就けない人への就労支援 |
| 14. 住民同士のつながり・交流の場づくり | |
| 15. 里庄町内にある組織やボランティア活動の担い手確保、活動の活性化 | |
| 16. 人権に関すること(いじめ、差別、DV、LGBTQ等の問題) | |
| 17. ヤングケアラー(大人の代わりに病気や障がいのある家族の家事等のお世話をしている18歳未満の子ども)への支援 | |
| 18. その他() | |

問11-1 あなたは里庄町内にある組織への活動に参加していますか。(〇は1つ)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 積極的に参加している | 2. 都合がつけば参加するようにしている |
| 3. 参加したことはないが今後は参加したい | 4. 以前は参加していたが、今は参加していない |
| 5. 参加したことがないし今後も参加しない | ⇒問11-3へ |

問11-1で「1」または「2」を選んだ方におうかがいします。

問11-2 どのような活動に参加していますか。(あてはまるものすべてに〇)

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. 分館(町内会)の活動 | 2. 環境美化活動(清掃等) |
| 3. PTAや子ども会の活動 | 4. 福祉活動(高齢者への配食や施設訪問等) |
| 5. 地元のお祭りやスポーツ大会 | 6. 防災・防犯活動 |
| 7. 公民館行事や趣味のサークル活動 | 8. その他() |

問11-1で「3」～「5」のいずれかを選んだ方におうかがいします。

問11-3 里庄町内にある組織への活動に現在参加していない理由、または参加するうえで支障となっていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 仕事や家事が忙しく、時間がない | 2. 子どもの世話や介護等で時間がない |
| 3. 健康や体力に自信がない | 4. 交通手段がない |
| 5. 費用がかかる | 6. どのような活動があるのかわからない |
| 7. 身近なところに活動の場がない | 8. 興味の持てる活動が見つからない |
| 9. 人間関係がわずらわしい | 10. 家族や職場の理解がない |
| 11. その他 () | |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問12-1 近所の人とは普段どのような付き合いをしていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1. 何か困ったときには助けてと言える | 2. お互いに訪問し合う(気軽に訪問できる) |
| 3. 立ち話(世間話)をする程度 | |
| 4. 会えばあいさつをする程度でほとんど近所との付き合いはない | |
| 5. 近所との付き合いはない | |

問12-1で「4」または「5」を選んだ方におうかがいします。

問12-2 近所付き合いをしていない理由は何ですか。(○は3つまで)

- | |
|-------------------------------|
| 1. 仕事等で家をあけることが多く、知り合う機会がない |
| 2. 近所付き合いはわずらわしいので避けている |
| 3. 近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまう |
| 4. 留守の家が多く、近所付き合いのほとんどない地域である |
| 5. 年齢や家族構成に共通するところがない |
| 6. その他 () |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問13 あなたは、現在のご近所との付き合いに満足していますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 満足している | 2. ほぼ満足している |
| 3. あまり満足していない | 4. 不満である |

問14 あなたはご近所との付き合いのなかで、「手助けしてほしい」と思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 安否確認の声かけ | 2. 災害時の避難 |
| 3. ちょっとした買い物やごみ出し | 4. 料理、掃除、洗濯の手伝い |
| 5. 通院の送迎や外出の手助け | 6. 子どもの預かりや見守り |
| 7. 病気やけが等の緊急時の手助け | 8. 話し相手や相談相手 |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

問15 あなたはご近所との付き合いのなかで、「手助けしてもいい」と思うことはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 安否確認の声かけ | 2. 災害時の避難 |
| 3. ちょっとした買い物やごみ出し | 4. 料理、掃除、洗濯の手伝い |
| 5. 通院の送迎や外出の手助け | 6. 子どもの預かりや見守り |
| 7. 病気やけが等の緊急時の手助け | 8. 話し相手や相談相手 |
| 9. その他 () | 10. 特にない |

問16-1 あなたのご近所には、次のような、見守りを必要とする人や気にかかる人がいますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 子ども（おおよそ小学生まで） | 2. ひとり親家庭 |
| 3. 高齢者のみの世帯 | 4. 寝たきりの人 |
| 5. 認知症の人 | 6. 病気療養している人 |
| 7. 障がいのある人 | 8. ひきこもりの人 |
| 9. 生活に困窮している人 | 10. ヤングケアラー |
| 11. その他 () | 12. いなし・わからない |

問16-1で「1」～「11」のいずれかを選んだ方におうかがいします。

問16-2 あなたは、問16-1で選んだ見守りを必要とする人や気にかかる人と、日頃生活をするうえで、どの程度かわりがありますか。(○は1つ)

- | |
|------------------------------|
| 1. 日頃から相談にのったり、手助けをしたりしている |
| 2. 会ったときに声をかけたり、あいさつをしたりしている |
| 3. 名前や住まいを知っている程度 |
| 4. 顔を知っている程度 |

地域福祉にかかわる機関や団体について

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問17-1 あなたは里庄町社会福祉協議会(社協)を知っていますか。(○は1つ)

- | |
|---------------------------|
| 1. 知っている |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、活動までは知らない |
| 3. 知らない |

問17-1で「1」を選んだ方におうかがいします。

問17-2 あなたは里庄町社会福祉協議会(社協)とどのようなかわりがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 活動や事業に参加したり、利用したりしたことがある(利用している) |
| 2. 相談したことがある |
| 3. 知っているが、活動や事業に参加したり、利用したことはない |
| 4. 「里庄社協だより」等を見る程度で知っている |
| 5. その他 () |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問18 あなたは地域を担当している民生委員・児童委員を知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 1. 顔も名前も知っている | 2. 名前は知っているが、顔はわからない |
| 3. 顔は知っているが、名前はわからない | 4. 顔も名前も知らない |

ボランティア活動について

問19-1 あなたはボランティア活動をしていますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 現在活動している | 2. 以前活動したことがある |
| 3. 活動したことがない | |

問19-1で「1」または「2」を選んだ方におうかがいします。

問19-2 どのような分野の活動に参加しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 高齢者への支援 | 2. 障がいのある人への支援 |
| 3. 子育て支援やひとり親家庭への支援 | 4. 健康づくりや医療関係 |
| 5. 防災や防犯、消防、災害時の支援 | 6. 地域おこし |
| 7. 地域内の美化や環境保護等 | 8. 生涯学習・スポーツ、文化・芸術活動 |
| 9. 青少年育成・支援 | 10. 国際交流・国際協力 |
| 11. その他 () | |

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問20 あなたはボランティア活動の輪を広げるために、何が重要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 活動の内容を知らせる広報の充実 | 2. 福祉の実態を住民に伝えること |
| 3. 学習・活動を調整する人材の育成 | 4. 学習・研修の機会や内容の充実 |
| 5. 学校や公民館等での福祉教育の充実 | 6. 資金面の援助の充実 |
| 7. その他 () | |

地域における防災について

問21 防災に対する日頃からの取り組みや、災害等の緊急時の対応についておうかがいします。①～⑦のそれぞれの項目ごとに、あてはまるものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

項 目	はい	いいえ
① 災害時の避難場所を知っていますか	1	2
② 隣近所で、災害時に自力での避難が困難と思われる人(単身高齢者や障がいのある人等)を知っていますか	1	2
③ 災害時に、高齢者や障がいのある人、乳幼児等(要配慮者)を避難させる活動に参加してもよいと考えますか	1	2
④ 日頃から地域の防災訓練に参加していますか	1	2
⑤ 地域に自主防災組織(分館(町内会)等を母体に、住民が防災活動をする組織)が必要だと思いますか	1	2
⑥ 地域の自主防災組織に入っていますか(自主防災組織があったら入りますか)	1	2
⑦ 災害等の緊急時に、避難所への避難等手助けが必要ですか	1	2

問22 地震や火災等の災害時に住民同士が協力し合えるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い | 2. 危険箇所の把握 |
| 3. 地域での避難訓練 | 4. 地域内での支援体制づくり |
| 5. 防災の学習会 | 6. 地域の要配慮者の把握 |
| 7. 要配慮者に対する情報伝達の体制づくり | 8. 災害ボランティアの育成 |
| 9. 要配慮者向けの避難施設（車椅子対応トイレがある、乳幼児対応設備がある等）の確保 | |
| 10. その他（ ） | |

問23 迅速な避難支援のため、役場が事前にあなたやご家族の個人情報（年齢や障がいの有無等）を自主防災組織や消防団等に提供することについて、どう思いますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 提供してもよい | 2. 提供してほしくない | 3. わからない |
|------------|--------------|----------|

日頃の不安や悩みについて

問24 あなたは日頃、生活について困っていることや不安なことはありますか。(○は3つまで)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 自分の健康（病気、介護等）のこと | 2. 家族の健康（病気、介護等）のこと |
| 3. 高齢になってからの暮らし | 4. 自分の障がいのこと |
| 5. 家族の障がいのこと | 6. 育児や教育のこと |
| 7. 隣近所や職場における人間関係 | 8. 地震や火災等の災害のこと |
| 9. 医療や福祉サービスの費用負担 | 10. 経済的なこと（生活が困難なほどである） |
| 11. その他（ ） | 12. 特になし |

問25 あなたは日頃、生活について家族や親戚以外のどんな人（場所）に相談をしていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 1. 友人・知人 | 2. 近所の人 |
| 3. 分館（町内会）の役員 | 4. 民生委員・児童委員 |
| 5. 町の相談窓口や職員 | 6. 健康福祉センター、地域包括支援センターの職員 |
| 7. 社会福祉協議会の職員 | 8. 社会福祉施設の職員（保育士を含む） |
| 9. ケアマネジャー、相談支援専門員 | 10. ホームヘルパー |
| 11. かかりつけの医師、保健師、看護師 | 12. 職場の上司、同僚 |
| 13. 幼稚園・学校の教職員 | 14. インターネット上（相談サイト等） |
| 15. その他（ ） | 16. 相談できる人が身近にいない |

問26 健康や福祉に関する情報を普段どこから得ていますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|------------------------|--------------|-----------------|
| 1. 町の広報 | 2. 里庄社協だより | 3. 町のパンフレット・冊子等 |
| 4. 分館（町内会）の役員 | 5. 民生委員・児童委員 | 6. 社会福祉協議会 |
| 7. 回覧板や地域の掲示板 | 8. 病院等の医療機関 | 9. 新聞 |
| 10. テレビやラジオ | 11. 書籍や雑誌 | 12. 家族や友人・知人 |
| 13. インターネット | 14. その他（ ） | |
| 15. 健康や福祉に関する情報が入ってこない | | |

町の福祉施策全般について

ここからは再びすべての方におうかがいします。

問29 里庄町の取り組みについておうかがいします。①～⑫のそれぞれの項目ごとに、あてはまるものを選んでください。(それぞれに○は1つ)

項目	そう思う	まあ そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない
① 行事等を通じて、幅広い年齢層において、地域住民同士の交流が活発である	1	2	3	4
② 住民が気軽に集える拠点（集会所等）があり、交流がしやすい	1	2	3	4
③ 福祉活動やボランティア活動について情報を得たり、参加・体験したりする機会が充実している	1	2	3	4
④ 公共施設や住環境等が高齢者や障がいのある人等の利用に配慮されている	1	2	3	4
⑤ 防災・防犯対策等が充実し、安心して住めるまちである	1	2	3	4
⑥ 町は分館（町内会）活動等、里庄町内での活動に対して協力的である	1	2	3	4
⑦ 里庄町内にある活動のリーダーの発掘や育成が活発である	1	2	3	4
⑧ 健康や福祉に関する情報がわかりやすい	1	2	3	4
⑨ 健康や福祉に関する相談がしやすい	1	2	3	4
⑩ 利用者の立場・視点に立った福祉サービスが提供されている	1	2	3	4
⑪ 子育て支援サービスが充実しており、子育てがしやすいまちである	1	2	3	4
⑫ 学校や里庄町内におけるボランティア活動が活発である	1	2	3	4

問30 お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり(地域福祉活動)を進めるうえで、ご自身を含め、地域で取り組めることは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- １．住民相互の日常的な対話や交流を広げる
- ２．高齢者や障がいのある人と子ども・若い人たちとの幅広い交流を広げる
- ３．分館（町内会）が住民の身近な暮らしや、健康・安全・防犯等の問題に取り組む
- ４．地域で住民の暮らしや福祉について懇談する機会をつくる・増やす
- ５．里庄町内で取り組まれている活動の交流や意見交換会を開催する
- ６．社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティアとの協力・連携を広げる
- ７．ボランティア活動・地域福祉活動への参加をもっと増やす
- ８．その他（ ）
- ９．特にない

問31 困ったときに助け合える町とは、どのような町だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. どんな問題でも相談できるところがある
2. 相談先等の情報提供が充実している
3. 隣近所の交流や助け合いが活発である
4. 分館(町内会)を中心に地域内の活動が活発である
5. 福祉活動の専門職員が充実している
6. 熱心な地域活動のリーダーがいる
7. 学校や公民館等での福祉教育が充実している
8. 地域団体等の連絡・連携が図られている
9. 地域ごとにボランティア活動が活発である
10. 困っている人を有償・無償問わず助ける事業がある
11. その他()

問32 地域福祉の施策に関するご意見やご要望がありましたら、ご自由にご記入ください。

質問は以上となります。
ご回答いただき、ありがとうございました。



この調査票は、同封の「返信用封筒」に入れて、
9月16日(金)までに、ポストにご投函ください。
(切手は不要です。)

第1次里庄町地域福祉計画

発行年月： 令和5年3月

発 行： 里庄町

編 集： 里庄町健康福祉課

〒719-0398 里庄町大字里見 1107 番地2

T E L： 0865-64-7211
